

神崎市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)



平成 30 年 1 月
(令和 7 年 3 月改訂)

佐賀県神崎市

目 次

1. 背景.....	1
1.1 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
1.3 本計画の策定方針	5
2. 計画の基本的事項.....	6
2.1 本計画の目的	6
2.2 地方公共団体実行計画（事務事業編）の概要	7
2.3 本計画の位置づけ	8
2.4 計画期間、目標年度	9
2.5 計画の基準年度.....	9
2.6 対象とする範囲.....	10
2.7 対象とする温室効果ガスの種類	12
3. 温室効果ガス排出量の状況.....	13
3.1 基準年度（2013 年度）のエネルギー消費量	13
3.2 温室効果ガス排出量	17
3.3 経年変化.....	22
4. 計画の目標.....	24
4.1 温室効果ガス排出量の削減見込み.....	24
4.2 温室効果ガス排出量の削減目標	33
4.3 個別の数値目標.....	33
5. 取組.....	34
5.1 取組の基本方針.....	35
5.2 具体的な取組	36
6. 本計画の推進体制・進捗管理.....	40
6.1 推進体制.....	40
6.2 進捗管理.....	42
資料編	
資料 1 温室効果ガス排出量の削減見込みの根拠資料	46
資料 2 庁内調査に使用した調査票.....	57

1. 背景

1.1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

私たちの日常生活・事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化の要因となっています。地球温暖化は、真夏日・猛暑日の増加や異常気象を頻発に引き起こす恐れがあり、ひいては生態系や生活環境、農業への影響が懸念されます。

世界的には、2015(平成 27)年 11 月～12 月にフランスのパリにおいて、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)が開催され、その中で、全ての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。その後、2016(平成 28)年 11 月に「パリ協定」が発効されました。

国内では、内閣総理大臣が令和 2(2020)年 10 月の所信表明において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和 3(2021)年 4 月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年 6 月に改正地球温暖化対策推進法(以下「温対法」という。)が施行されました。

地方公共団体については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)において、地方公共団体の事務・事業に関する温室効果ガスの排出制御のための措置に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられています。「神崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「本計画」という。)は、温対法に基づく計画です。

パリ協定とは

パリ協定とは、2015(平成 27)年にパリで開催された、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択され、2016(平成 28)年 11 月 4 日に発行された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定です。

パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を目標に掲げています。その他に、附属書 I 国(いわゆる先進国)と非附属書 I 国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を定めています。

我が国の政府は、2015(平成 27)年 12 月 22 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。



「地球温暖化対策計画」とは

2016(平成 28)年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」は我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、温対法第 8 条に基づいて策定された、地球温暖化対策に関する総合的な計画です。計画期間は閣議決定日から 2030 年度末までです。

この計画の中で、地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

また、都道府県及び市町村は、「地球温暖化対策計画」に即して、自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し実施することが明記されています。



写真-1.1 市役所屋上の太陽光パネル

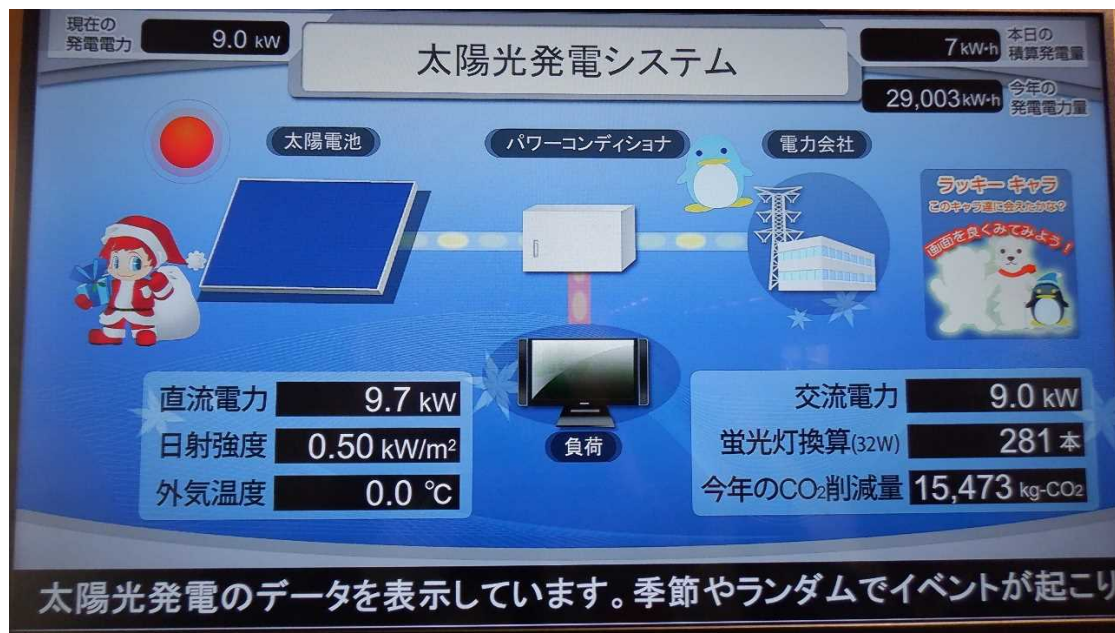


写真-1.2 市役所の太陽光発電システム



写真-1.3 地中熱ヒートポンプシステム

1.2 本計画の策定方針

本計画は以下の方針に基づいて策定しました。

① 地球温暖化対策が庁内に浸透するきっかけとなる計画とする

これまで、庁内の地球温暖化対策は、課ごとに行ってきましたが、より効果的に地球温暖化対策に取り組むために、庁内の地球温暖化対策の現状を把握し、今後の取組の基本方針^{注)}を示すことにより、庁内の事務・事業における地球温暖化対策が浸透するきっかけとなる計画を策定します。

注) 今後の取組の基本方針は、以下の3つです。(詳細は後述します。)

- 基本方針1: 事業活動における省エネルギー化の推進
(エコオフィス活動の推進)
- 基本方針2: 施設・設備の改善、管理による省エネルギー化の推進
- 基本方針3: 再生可能エネルギー等の導入推進

② 地球温暖化対策の確実な推進を促す計画とする

本市の事務・事業における温暖化対策を進めるために、取組の見直し・改善も含めた、進捗管理を庁内の協力のもとに進める仕組みを示す計画とします。また、取組の進捗が思わしくない場合は改善を促す仕組みを示した計画とします。

2. 計画の基本的事項

2.1 本計画の目的

本計画は、温対法第 21 条に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減に向けて、推進すべき取組について示すものです。

また、我が国の 2030 年度までの温室効果ガス排出量の削減目標と比較して遜色ない計画とし、かつ、自ら温室効果ガス削減に資する率先的な取組を行うことにより、市民・事業者の模範となる計画です。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条

- 1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（略）

- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 第 5 項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2.2 地方公共団体実行計画（事務事業編）の概要

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、国の地球温暖化対策計画に則して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるものです。

また、2021年10月の閣議決定された地球温暖化対策計画では、事務事業編に記載すべき主な内容として①計画の期間等の基本的事項②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標③具体的な取組としています。具体的な取組として、国が政府実行計画に基づき実施する取組（太陽光発電の設置可能な建物への最大限の導入、再生可能エネルギー電力の調達など）に準じて率先的な取組を行うことが示されました。

2.3 本計画の位置づけ

本市では、本計画に基づき、神崎市総合計画や神崎市環境基本計画などの上位計画、及びその他関連計画と整合を図りながら、市内における地球温暖化対策の取組を推進します。

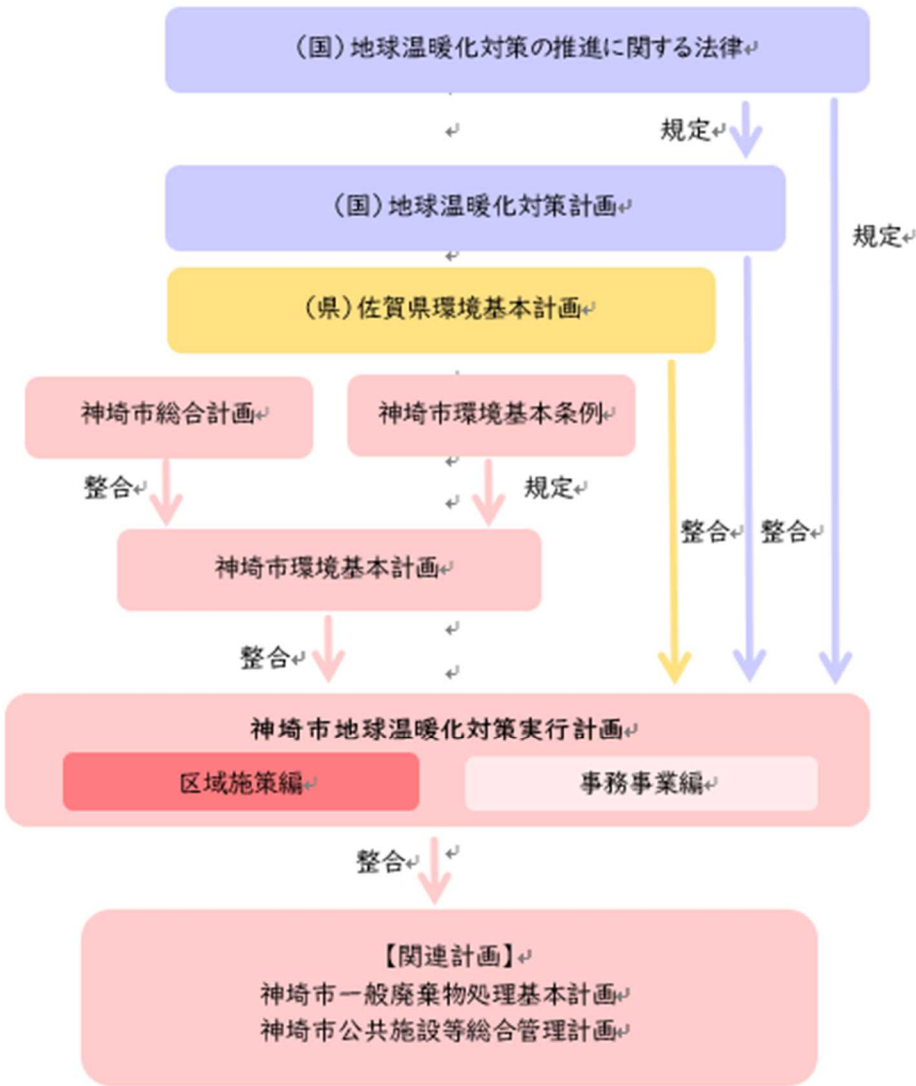


図- 2.1 本計画の位置づけ

2.4 計画期間

本計画は、国の地球温暖化対策計画に則し、計画期間は 2030 年度までとする。

2.5 計画の基準年度

本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画と同様に、2013（平成 25）年度とします。

2.6 対象とする範囲

本計画では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（平成 29 年 3 月、環境省総合環境政策局 環境計画課）（以下、「事務事業編マニュアル」という。）に基づき、本市が行う全ての事務・事業を対象とし、温室効果ガスの排出量を推計し、目標達成に向けた取組を示します。

対象とする施設・組織は表-2.1(1)(2)、表-2.2 に示します。

表- 2.1(1) 本計画の対象とする施設

施設管理部署		No.	施設名
1	総務企画部	1	神崎市役所
2		2	千代田支所
3		3	脊振支所（診療所、脊振公民館含む）
4	市民福祉部	40	神崎市中央交流センター（神埼町保健センター）
5		41	千代田町保健センター
6		44	仁比山保育園
7		45	西郷保育園
8		46	ちよだ保育園
9		51	千代田町生きがいセンター（東部地区）
10		52	千代田町生きがいセンター（西部地区）
11		56	神崎市リサイクルセンター（横武地区浄化センター）
12		59	簡易水道
13		60	高齢障がい課関連
14	産業建設部	35	日の隈公園
15		36	次郎の森公園
16		37	筑後川運動公園
17		38	高取山公園
18		39	脊振山頂広場
19		53	遊学館（水車の里）
20		54	菱の里ちよだ
21		55	神埼駅自由通路
22		57	浄化センター
23		58	永歌地区中継ポンプ場
24	教育委員会	4	神埼小学校（放課後児童クラブ含む）
25		5	西郷小学校
26		6	仁比山小学校
27		7	千代田東部小学校
28		8	千代田中部小学校
29		9	千代田西部小学校
30		10	脊振小学校
31		11	神埼中学校
32		12	千代田中学校（千代田武道館含む）
33		13	脊振中学校（脊振中学校武道館含む）
34		14	学校給食共同調理場
35		15	神崎市中央公民館

令和 7 年 3 月時点

注）「No.」は、14 ページ以降の No.と一致しますが、一部施設を削除しております。

表-2.1(2) 本計画の対象とする施設

施設管理部局		No.	施設名
36	教育委員会	16	千代田文化会館
37		18	下村湖人生家
38		20	脊振ふれあい館
39		21	脊振山麓習遊館
40		22	鳥羽院山荘
41		23	文化財資料室
42		24	千代田作業所（文化財）
43		25	文化財収蔵庫（嘉納）
44		26	神埼中央公園体育館
45		27	神埼中央公園グラウンド
46		28	中央公園テニスコート
47		29	神埼勤労者体育館
48		30	B&G 海洋センター
49		31	次郎体育館
50		34	脊振勤労者体育館
51		32	千代田グラウンド
52		33	筑後川運動公園グラウンド
53	社会福祉協議会	43	社会福祉協議会（神埼支所）
54		47	せふり保育園
55		48	神崎市憩の家
56		50	脊振町高齢者生活福祉センター（そよかぜ荘）

令和7年3月時点

注)「No.」は、14 ページ以降の No.と一致しますが、一部施設を削除しております。

表- 2.2 本計画の対象とする組織（令和7年3月時点）

組織名		組織名	
総務企画部	総務課	教育委員会	学校教育総務課
	防災危機管理課		学校教育課
	財政課		学校給食共同調理場
	企画課		国民スポーツ大会推進課
	税務課		スポーツ復興課
	ふるさと納税推進課		社会教育課
市民福祉部	市民課	議会	議会事務局
	生活環境推進課	その他	会計課
	健康増進課		監査事務局
	福祉課		農業委員会事務局
	高齢障がい課		千代田支所・脊振支所
	こども家庭課		国保診療所
産業建設部	農政水産課		社会福祉協議会
	商工観光課		
	建設課		
	ダム対策課		
	下水道課		
	都市計画課		
	林業課		

2.7 対象とする温室効果ガスの種類

本計画において対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンとします。パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄は、ほとんど排出量が見込まれないことから、本計画では対象としません。三ふっ化窒素は、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の対象とする温室効果ガスに含まれますが、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項に基づき、温室効果ガス排出量の算定対象には含まれません。

表-2.3 本計画の対象となる温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源	本計画の算定対象
二酸化炭素 (CO ₂)	石炭、ガソリン、重油、都市ガス等化石燃料の燃焼、電気の使用等。	○
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却等。 二酸化炭素と比べる重量あたり約 21 倍の温室効果がある。	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の焼却等。 二酸化炭素と比べる重量あたり約 310 倍の温室効果がある。	○
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコン使用・廃棄時等、冷蔵庫の冷媒等としての使用。 二酸化炭素と比べる重量あたり約 140～11,700 倍の温室効果がある。	○
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べる重量あたり約 6,500～9,200 倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気機械設備の電気絶縁ガス、半導体の製造に伴う使用（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べる重量あたり約 23,900 倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングに伴う使用（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

資料：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」

（平成 26 年 3 月、環境省地球環境局地球温暖化対策課）より作成

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（平成 29 年 3 月、環境省総合環境政策局 環境計画課）より作成

3. 温室効果ガス排出量の状況

3.1 基準年度（2013 年度）のエネルギー消費量

基準年度（2013 年度）のエネルギー消費量は、熱量換算値で 26,376 GJ です（表-3.1）。電力の割合が 69.7%で最も多くを占めており、次いで、液化石油ガス（LPG）（12.5%）となっています（図-3.1）。

施設別のエネルギー消費量（熱量換算値）を表-3.2 に示します。浄化センターが最もエネルギー消費量が多く、次いで、学校給食共同調理場、神崎市役所（南新館含む）が多くなっています。

施設別のエネルギー種別の使用量を表-3.3 に示します。電力使用量は、学校給食協同調理場で最も多くなっています。灯油使用量は千代田文化会館で多く、A 重油使用量は脊振小学校で多く、LPG 使用量は浄化センターで多い状態となっています。

表-3.1 エネルギー消費量（熱量換算）（2013 年度）

種類	使用量	換算係数	エネルギー消費量 （熱量換算値）
電 力	5,105,664 kWh	3.6MJ/ kWh	18,380 GJ
ガソリン	46,020 L	34.6 MJ/L	1,592 GJ
軽油	13,739 L	37.7 MJ/L	518 GJ
灯油	36,262 L	36.7 MJ/L	1,331 GJ
A 重油	31,840 L	39.1 MJ/L	1,245 GJ
液化石油ガス（LPG）	65,157 kg	50.8 MJ/kg	3,310 GJ
合計	—	—	26,376 GJ

注） 本頁以降の各表及びグラフは、いずれも表示単位の端数処理（四捨五入）の関係上、合計等が一致しない場合があります。

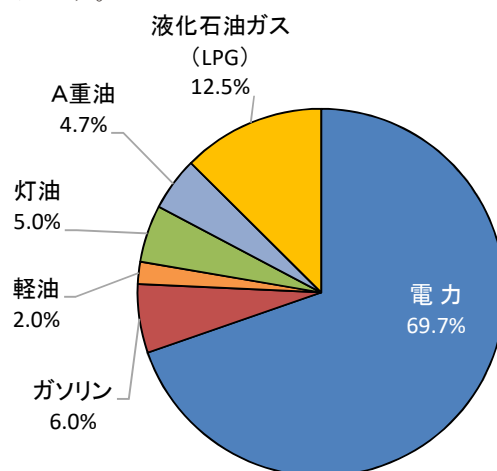


図-3.1 エネルギー消費量（熱量換算値）の内訳（2013 年度）

表-3.2 施設別のエネルギー消費量（熱量換算値）（2013年度）

No.	施設名	エネルギー消費量(熱量換算)(GJ)								
		電力	ガソリン	ガソリン (車以外)	軽油	軽油 (車以外)	灯油	A重油	LPG	合計
1	神崎市役所(南新館含む)	1,165.8	518.4	0.0	198.8	0.0	37.7	0.0	13.3	1,934.0
2	千代田支所	1,471.6	287.1	0.0	0.0	0.0	5.5	0.0	0.0	1,764.3
3	春振支所	244.4	108.1	0.0	0.0	17.6	22.1	0.0	15.6	407.8
4	神崎小学校(放課後児童クラブ含む)	373.1	0.0	0.3	0.0	0.0	40.3	0.0	8.4	422.1
5	西郷小学校	262.6	0.0	1.6	0.0	0.0	35.2	0.0	3.1	302.6
6	仁比山小学校	301.6	0.0	0.0	0.0	0.0	23.1	0.0	2.1	326.8
7	千代田東部小学校	377.1	0.0	0.0	0.0	0.0	37.4	0.0	7.5	422.0
8	千代田中部小学校	353.1	0.0	0.4	0.0	0.0	27.6	0.0	2.0	383.1
9	千代田西部小学校	392.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.8	403.7
10	春振小学校	323.6	0.0	0.0	0.0	0.0	21.0	555.3	65.2	965.1
11	神崎中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	308.7	0.0	2.1	310.8
12	千代田中学校(千代田武道館含む)	513.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.8	529.3
13	春振中学校(春振中学校武道館含む)	214.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	258.1	1.8	474.3
14	学校給食共同調理場	3,942.5	7.4	0.0	147.8	0.0	0.0	0.0	0.0	4,097.7
15	神崎市中央公民館	446.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	452.2
16	千代田文化会館	495.6	0.0	0.0	0.0	0.0	337.4	0.0	0.0	833.0
17	春振公民館	83.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.8
18	下村湖人生家	17.8	0.0	0.0	0.0	0.0	13.5	0.0	0.0	31.3
19	春振2000年館	100.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	101.1
20	春振ふれあい館	64.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	64.9
21	春振山麓習遊館	72.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	75.7
22	鳥羽院山荘	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	文化財資料室	9.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.9
24	千代田作業所(文化財)	53.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	53.9
25	文化財収蔵庫(嘉納)	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6
26	神崎中央公園体育館	841.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	842.8
27	神崎中央公園グラウンド	44.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	44.3
28	中央公園テニスコート	69.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	69.6
29	神崎勤労者体育館	89.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89.5
30	B&G海洋センター	168.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	170.5
31	次郎体育館	65.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	65.5
32	千代田グラウンド	70.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	70.3
33	筑後川運動公園グラウンド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
34	春振勤労者体育館	161.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.8	0.0	192.1
35	日の隈公園	90.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.9
36	次郎の森公園	44.4	0.0	188.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	232.7
37	筑後川運動公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
38	高取山公園	257.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	257.0
39	春振山頂広場	36.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.9
40	神崎町保健センター	200.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	202.6
41	千代田町保健センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	3.9
42	社会福祉協議会(神崎支所)	0.0	154.4	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.0	159.3
43	国民健康保険診療所(春振診療所)	175.1	2.3	0.0	0.6	0.0	22.8	0.0	2.6	203.3
44	仁比山保育園	132.3	0.0	0.0	0.0	0.0	174.4	0.0	97.6	404.3
45	西郷保育園	248.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	248.5
46	ちよだ保育園	283.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	191.8	475.4
47	せふり保育園	249.2	4.5	0.0	0.0	0.0	15.8	0.0	71.3	340.8
48	神崎市越の家	0.0	0.0	0.0	62.0	0.0	0.0	0.0	0.0	62.0
49	千代田町福祉センター	215.1	44.2	0.0	46.0	0.0	173.9	0.0	3.2	482.3
50	春振町高齢者生活福祉センター(そよかぜ荘)	420.7	209.9	0.0	45.2	0.0	29.8	400.8	84.2	1,190.6
51	千代田町生きがいセンター(東部地区)	51.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	58.8
52	千代田町生きがいセンター(西部地区)	21.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	25.4
53	遊学館(水車の里)	11.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4
54	菱の里ちよだ	42.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.1
55	神崎駅自由通路	184.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	184.6
56	横武地区浄化センター	276.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	276.4
57	浄化センター	2,117.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,681.9	4,799.1
58	永歌地区中継ポンプ場	427.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	427.0
59	簡易水道	96.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	96.1
60	高齢障がい課関連	0.0	65.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	65.4
計		18,380.4	1,401.8	190.5	500.4	17.6	1,330.8	1,245.0	3,310.0	26,376.4

注 1) 「22 鳥羽院山荘」は「21 春振山麓習遊館」に、「33 筑後川運動公園グラウンド」と「37 筑後川運動公園」は「36 次郎の森公園」に、「41 千代田町保健センター」のLPG 以外は、「16 千代田文化会館」で集計しています。

注 2) 「11 神崎中学校」は、体育館を「26 神崎中央公園体育館」と共同利用しているため、電力は「26 神崎中央公園体育館」で示しています。

表-3.3 施設別のエネルギー使用量（2013 年度）

No.	施設名	電力	ガソリン	ガソリン (車以外)	軽油	軽油 (車以外)	灯油	A重油	LPG
		(kWh)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(L)	(kg)
1	神崎市役所(南新館含む)	323,834.0	14,983.4	0.0	5,272.7	0.0	1,026.5	0.0	261.8
2	千代田支所	408,788.2	8,297.9	0.0	0.0	0.0	150.0	0.0	0.0
3	春振支所	67,894.9	3,124.2	0.0	0.0	466.8	601.0	0.0	307.9
4	神崎小学校(放課後児童クラブ含む)	103,647.0	0.0	8.4	0.0	0.0	1,097.2	0.0	166.2
5	西郷小学校	72,954.4	0.0	45.5	0.0	0.0	960.1	0.0	61.6
6	仁比山小学校	83,775.0	0.0	0.0	0.0	0.0	630.0	0.0	41.5
7	千代田東部小学校	104,755.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,018.5	0.0	147.2
8	千代田中部小学校	98,080.8	0.0	10.3	0.0	0.0	752.6	0.0	39.9
9	千代田西部小学校	109,125.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	212.8
10	春振小学校	89,886.6	0.0	0.0	0.0	0.0	571.2	14,202.7	1,284.1
11	神崎中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8,410.5	0.0	41.9
12	千代田中学校(千代田武道館含む)	142,646.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	311.2
13	春振中学校(春振中学校武道館含む)	59,575.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6,600.0	35.2
14	学校給食共同調理場	1,095,147.3	214.3	0.0	3,920.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15	神崎市中央公民館	124,152.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	103.7
16	千代田文化会館	137,677.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9,192.4	0.0	0.0
17	春振公民館	23,290.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18	下村湖人生家	4,951.7	0.0	0.0	0.0	0.0	367.5	0.0	0.0
19	春振2000年館	27,848.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.2
20	春振ふれあい館	18,017.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
21	春振山麓習遊館	20,256.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	54.1
22	鳥羽院山荘	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	文化財資料室	2,749.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
24	千代田作業所(文化財)	14,976.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
25	文化財収蔵庫(嘉納)	1,557.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
26	神崎中央公園体育館	233,850.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.8
27	神崎中央公園グラウンド	12,309.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
28	中央公園テニスコート	19,323.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
29	神崎勤労者体育館	24,864.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30	B&G海洋センター	46,806.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.9
31	次郎体育館	18,182.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
32	千代田グラウンド	19,528.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
33	筑後川運動公園グラウンド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
34	春振勤労者体育館	44,813.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	787.5	0.0
35	日の隈公園	25,236.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
36	次郎の森公園	12,330.2	0.0	5,441.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
37	筑後川運動公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
38	高取山公園	71,398.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
39	春振山頂広場	10,244.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40	神崎町保健センター	55,553.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	51.3
41	千代田町保健センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.6
42	社会福祉協議会(神崎支所)	0.0	4,463.5	0.0	0.0	0.0	131.4	0.0	0.0
43	国民健康保険診療所(春振診療所)	48,628.0	65.8	0.0	16.4	0.0	621.0	0.0	50.9
44	仁比山保育園	36,746.2	0.0	0.0	0.0	0.0	4,752.0	0.0	1,921.8
45	西郷保育園	69,030.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
46	ちよだ保育園	78,769.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,776.0
47	せふり保育園	69,235.6	130.7	0.0	0.0	0.0	430.7	0.0	1,402.7
48	神崎市憩の家	0.0	0.0	0.0	1,645.1	0.0	0.0	0.0	0.0
49	千代田町福祉センター	59,750.7	1,277.4	0.0	1,218.9	0.0	4,738.0	0.0	63.1
50	春振町高齢者生活福祉センター(そよかぜ荘)	116,868.7	6,067.9	0.0	1,199.1	0.0	811.0	10,250.0	1,656.6
51	千代田町生きがいきセンター(東部地区)	14,345.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	139.9
52	千代田町生きがいきセンター(西部地区)	5,896.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	81.9
53	遊学館(水車の里)	3,174.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
54	夢の里ちよだ	11,704.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
55	神崎駅自由通路	51,284.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
56	横武地区浄化センター	76,777.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
57	浄化センター	588,133.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	52,792.6
58	永歌地区中継ポンプ場	118,601.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
59	簡易水道	26,688.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
60	高齢障がい課関連	0.0	1,889.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		5,105,664.3	40,514.4	5,505.4	13,272.2	466.8	36,261.6	31,840.2	65,157.2

注 1) 「22 鳥羽院山荘」は「21 春振山麓習遊館」に、「33 筑後川運動公園グラウンド」と「37 筑後川運動公園」は「36 次郎の森公園」に、「41 千代田町保健センター」の LPG 以外は、「16 千代田文化会館」で集計しています。

注 2) 「11 神崎中学校」は、体育館を「26 神崎中央公園体育館」と共同利用しているため、電力は「26 神崎中央公園体育館」で示しています。

公用車の車両台数は以下に示します(表-3.4)。財政課の管理車両の台数については、ガソリンの使用量から按分して推計しました。

表-3.4 2013 年度の車両台数

自動車の種類	台数（台）	
	2013 年度	2022 年度
財政課の管理車両	83（推計）	88（推計）
社会福祉協議会の管理車両	26	23

公用車の走行距離は、2015（平成 27）年度から財政課で管理している車両について集計しています（表-3.5）。走行距離は、ガソリンの使用量から按分して推計しました。

表-3.5 財政課が管理している車両の走行距離（推計）について、基準年度（2013 年度）に 2022 年度実績を追加し比較

自動車の種類	走行距離（km）	
	2013 年度	2022 年度
普通・小型自動車	89,427	61,136
軽乗用車	143,306	141,596
普通貨物車	27,752	34,053
小型貨物車	97,222	76,711
軽貨物車	112,842	103,048
普通・小型・特殊用途車	31,382	11,195

3.2 温室効果ガス排出量

（1）算定方法

温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver.1.0」（環境省、平成 29 年 3 月）」に基づき、燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて算定しました。

本計画の温室効果ガス排出量の算定に使用した排出係数（2013 年度分）を表-3.6 に、年度別電気の排出係数を表-3.7 に示します。

表-3.6 二酸化炭素の排出係数

項 目	排出係数
電力	0.613 kg-CO ₂ /kWh
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L
軽油	2.58 kg-CO ₂ /L
灯油	2.49 kg-CO ₂ /L
A 重油	2.71 kg-CO ₂ /L
液化石油ガス（LPG）	3.00 kg-CO ₂ /kg

注）九州電力（株）の電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項に基づく電気事業者別の各年度の実排出係数を用いることとし、「電気事業者別の CO₂ 排出係数－2013 年度実績－」（環境省、平成 26 年 12 月 5 日公表）から引用。
その他の燃料の排出係数：「温対法施行令第 3 条」（平成 27 年 4 月 1 日改正）から引用。

表-3.7 年度別電気の排出係数を記載（単位：kg-CO₂/kwh）

年 度	2013	・ ・ ・	2018	2019	2020	2021	2022
排出係数	0.613	・ ・ ・	0.319	0.344	0.365	0.305	0.296

（2）温室効果ガス排出量（2013 年度）

2013(平成 25)年度の温室効果ガス排出量は、3,649.6 t-CO₂ となっています。温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素の占める割合が最も多く 99.8% (3,644.0 t-CO₂) となっています。メタンは 0.005% (0.2 t-CO₂)、一酸化二窒素は 0.11% (3.9 t-CO₂)、ハイドロフルオロカーボン は 0.04% (1.6 t-CO₂) となっています(表-3.8、図-3.2)。

二酸化炭素排出量は、電力による排出量が 85.9% (3,129.8 t-CO₂) を占めています(表-3.8、図-3.3)。

表-3.8 温室効果ガス排出量（2013 年度）

項 目		温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	
二酸化炭素	電力	3,129.8	3,644.0
	ガソリン	106.8	
	軽油	35.4	
	灯油	90.3	
	A 重油	86.3	
	液化石油ガス	195.5	
メタン（CH ₄ ）		0.2	
一酸化二窒素（N ₂ O）		3.9	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）		1.6	
合 計		3,649.6	

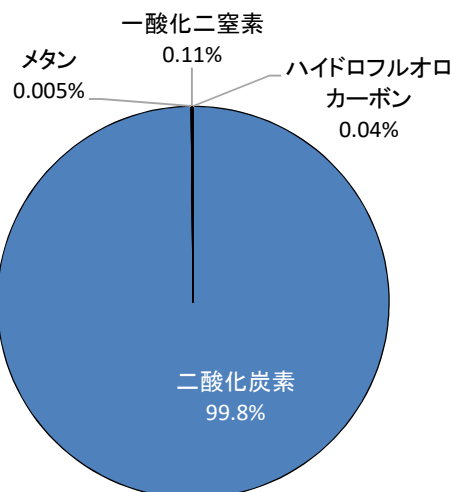


図-3.2 温室効果排出量の内訳（2013 年度）

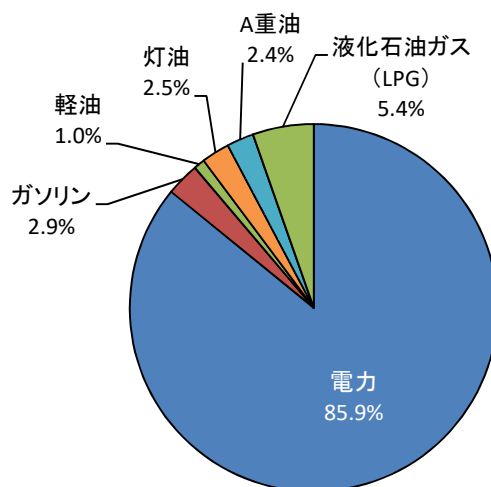


図-3.3 二酸化炭素排出量の内訳（2013 年度）

施設管理部局ごとの温室効果ガス排出量をみると、教育委員会からの排出量が多く、次いで、産業建設部、総務企画部からの排出量が多くなっています。

表-3.9 施設管理部局ごとの温室効果ガス排出量（2013 年度）

施設管理部局	温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	割合
総務企画部	498.0	13.6%
市民福祉部	237.5	6.5%
産業建設部	764.9	21.0%
教育委員会	1,812.3	49.7%
社会福祉協議会	203.1	5.6%
公用車	133.8	3.7%
合 計	3,649.6	

施設別の二酸化炭素排出量をみると、学校給食共同調理場が最も多く、次いで、浄化センター、神崎市役所（南新館含む）、千代田支所が多くなっています（表-3.10）。多くの施設で、電気の使用による排出量の割合が高くなっています（表-3.11）。

表-3.10 施設別の二酸化炭素排出量（2013 年度）

No.	施設名	二酸化炭素排出量(t-CO ₂)								
		電力	ガソリン	ガソリン (車以外)	軽油	軽油 (車以外)	灯油	A重油	LPG	合計
1	神崎市役所(南新館含む)	198.5	34.8	0.0	13.6	0.0	2.6	0.0	0.8	250.2
2	千代田支所	250.6	19.3	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	270.2
3	脊振支所	41.6	7.2	0.0	0.0	1.2	1.5	0.0	0.9	52.5
4	神埼小学校(放課後児童クラブ含む)	63.5	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.5	66.8
5	西郷小学校	44.7	0.0	0.1	0.0	0.0	2.4	0.0	0.2	47.4
6	仁比山小学校	51.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.1	53.0
7	千代田東部小学校	64.2	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	0.4	67.2
8	千代田中部小学校	60.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	0.1	62.1
9	千代田西部小学校	66.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	67.5
10	脊振小学校	55.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	38.5	3.9	98.9
11	神埼中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.9	0.0	0.1	21.1
12	千代田中学校(千代田武道館含む)	87.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	88.4
13	脊振中学校(脊振中学校武道館含む)	36.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9	0.1	54.5
14	学校給食共同調理場	671.3	0.5	0.0	10.1	0.0	0.0	0.0	0.0	681.9
15	神崎市中央公民館	76.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	76.4
16	千代田文化会館	84.4	0.0	0.0	0.0	0.0	22.9	0.0	0.0	107.3
17	脊振公民館	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
18	下村湖人生家	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	4.0
19	脊振2000年館	17.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.1
20	脊振ふれあい館	11.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.0
21	脊振山麓習遊館	12.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	12.6
22	鳥羽院山荘	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	文化財資料室	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
24	千代田作業所(文化財)	9.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.2
25	文化財収蔵庫(嘉納)	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
26	神埼中央公園体育館	143.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	143.4
27	神埼中央公園グラウンド	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5
28	中央公園テニスコート	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8
29	神埼勤労者体育館	15.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.2
30	B&G海洋センター	28.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	28.8
31	次郎体育館	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1
32	千代田グラウンド	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0
33	筑後川運動公園グラウンド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
34	脊振勤労者体育館	27.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	29.6
35	日の隈公園	15.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.5
36	次郎の森公園	7.6	0.0	12.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.2
37	筑後川運動公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
38	高取山公園	43.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.8
39	脊振山頂広場	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3
40	神埼町保健センター	34.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	34.2
41	千代田町保健センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2
42	社会福祉協議会(神埼支所)	0.0	10.4	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	10.7
43	国民健康保険診療所(脊振診療所)	29.8	0.2	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.2	31.7
44	仁比山保育園	22.5	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	0.0	5.8	40.1
45	西郷保育園	42.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.3
46	ちよだ保育園	48.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.3	59.6
47	せふり保育園	42.4	0.3	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	4.2	48.0
48	神崎市憩の家	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2
49	千代田町福祉センター	36.6	3.0	0.0	3.1	0.0	11.8	0.0	0.2	54.7
50	脊振町高齢者生活福祉センター(そよかぜ荘)	71.6	14.1	0.0	3.1	0.0	2.0	27.8	5.0	123.6
51	千代田町生きがいセンター(東部地区)	8.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	9.2
52	千代田町生きがいセンター(西部地区)	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	3.9
53	遊学館(水車の里)	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9
54	菱の里ちよだ	7.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.2
55	神埼駅自由通路	31.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.4
56	横武地区浄化センター	47.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.1
57	浄化センター	360.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	158.4	518.9
58	永歌地区中継ポンプ場	72.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	72.7
59	簡易水道	16.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.4
60	高齢障がい課関連	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.4
計		3,129.8	94.0	12.8	34.2	1.2	90.3	86.3	195.5	3,644.0

注 1) 「22 鳥羽院山荘」は「21 脊振山麓習遊館」に、「33 筑後川運動公園グラウンド」と「37 筑後川運動公園」は「36 次郎の森公園」に、「41 千代田町保健センター」の LPG 以外は、「16 千代田文化会館」で集計しています。

注 2) 「11 神埼中学校」は、体育館を「26 神埼中央公園体育館」と共同利用しているため、電力は「26 神埼中央公園体育館」で示しています。

表-3.11 施設別の二酸化炭素排出量（2013年度）の割合

No.	施設名	割合(%)							
		電力	ガソリン	ガソリン (車以外)	軽油	軽油 (車以外)	灯油	A重油	LPG
1	神崎市役所(南新館含む)	79.3	13.9	0.0	5.4	0.0	1.0	0.0	0.3
2	千代田支所	92.7	7.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
3	春振支所	79.3	13.8	0.0	0.0	2.3	2.9	0.0	1.8
4	神崎小学校(放課後児童クラブ含む)	95.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	0.0	0.7
5	西郷小学校	94.3	0.0	0.2	0.0	0.0	5.0	0.0	0.4
6	仁比山小学校	96.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.2
7	千代田東部小学校	95.6	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	0.7
8	千代田中部小学校	96.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.2
9	千代田西部小学校	99.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
10	春振小学校	55.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	38.9	3.9
11	神崎中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	99.4	0.0	0.6
12	千代田中学校(千代田武道館含む)	98.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1
13	春振中学校(春振中学校武道館含む)	67.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	32.8	0.2
14	学校給食共同調理場	98.4	0.1	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
15	神崎市中央公民館	99.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
16	千代田文化会館	78.7	0.0	0.0	0.0	0.0	21.3	0.0	0.0
17	春振公民館	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18	下村湖人生家	76.8	0.0	0.0	0.0	0.0	23.2	0.0	0.0
19	春振2000年館	99.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
20	春振ふれあい館	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
21	春振山麓習遊館	98.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3
22	鳥羽院山荘	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	文化財資料室	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
24	千代田作業所(文化財)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
25	文化財収蔵庫(嘉納)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
26	神崎中央公園体育館	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
27	神崎中央公園グラウンド	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
28	中央公園テニスコート	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
29	神崎勤労者体育館	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30	B&G海洋センター	99.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
31	次郎体育館	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
32	千代田グラウンド	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
33	筑後川運動公園グラウンド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
34	春振勤労者体育館	92.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.2	0.0
35	日の隈公園	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
36	次郎の森公園	37.5	0.0	62.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
37	筑後川運動公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
38	高取山公園	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
39	春振山頂広場	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40	神崎町保健センター	99.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
41	千代田町保健センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
42	社会福祉協議会(神崎支所)	0.0	96.9	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0
43	国民健康保険診療所(春振診療所)	94.0	0.5	0.0	0.1	0.0	4.9	0.0	0.5
44	仁比山保育園	56.1	0.0	0.0	0.0	0.0	29.5	0.0	14.4
45	西郷保育園	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
46	ちよだ保育園	81.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.0
47	せふり保育園	88.4	0.6	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	8.8
48	神崎市憩の家	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
49	千代田町福祉センター	66.9	5.4	0.0	5.7	0.0	21.6	0.0	0.3
50	春振町高齢者生活福祉センター(そよかぜ荘)	58.0	11.4	0.0	2.5	0.0	1.6	22.5	4.0
51	千代田町生きがいセンター(東部地区)	95.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.6
52	千代田町生きがいセンター(西部地区)	93.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.4
53	遊学館(水車の里)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
54	夢の里ちよだ	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
55	神崎駅自由通路	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
56	横武地区浄化センター	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
57	浄化センター	69.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.5
58	永歌地区中継ポンプ場	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
59	簡易水道	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
60	高齢障がい課関連	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注 1) 「22 鳥羽院山荘」は「21 春振山麓習遊館」に、「33 筑後川運動公園グラウンド」と「37 筑後川運動公園」は「36 次郎の森公園」に、「41 千代田町保健センター」のLPG以外は、「16 千代田文化会館」で集計しています。

注 2) 「11 神崎中学校」は、体育館を「26 神崎中央公園体育館」と共同利用しているため、電力は「26 神崎中央公園体育館」で示しています。

3.3 経年変化

本市の事務・事業に伴う、2013（平成 25）年度と 2017～2021 年度の温室効果ガス排出量の経過及び推移を表-3.12 に示します。

電気使用量に関して、基準年度（2013 年）と比較すると電気使用量は増加したものの（表-3.15）、電気事業者の温室効果ガス排出係数が低下したことで排出量そのものは大きく減少しています。（表-3.16）

表-3.12 温室効果ガス排出量の経過（単位：t-CO₂）

年 度		基準年度 (2013)	2018	2019	2020	2021	2022
温室効果ガス 総排出量(t - CO ₂)		3,649.6	2,077.2	2,195.8	2,108.1	2,163.1	1,940.7
基準年 度 (H25)	排出量 (t- CO ₂)	—	▲ 1,572.4	▲ 1,453.8	▲ 1,541.5	▲ 1,486.5	▲ 1,708.9
	増減率 (%)	—	▲43.1	▲39.8	▲42.24	▲40.73	▲46.82

「温室効果ガスの総排出量の推移（直近 5 年間）」について（基準年度（2013 年）比で約 1,487 トンの削減、増減比 46.82%の減）。

表-3.13 エネルギー使用量等における目標の達成状況

項 目	基準年度(2013) 実 績 値	目標年度(2022) 実 績 値	前計画 数値目 標	目標達成状況
電 気	5,105,664.3kwh	5,474,132kwh	5%削減	7.2%増加：×
ガソリン	46,019.8 L	32,411L	5%削減	29.6%削減：○
軽 油	13,739.0L	10,945L	5%削減	20.3%削減：○
灯 油	36,261.6L	26,784L	5%削減	26.1%削減：○
A重油	31,840.2L	7,860L	5%削減	75.3%削減：○
L P G	65,157.2kg	41,316kg	5%削減	36.6%削減：○
自動車走行距離	501,931km	427,739km	5%削減	14.8%削減：○

表-3.14 エネルギー別排出量の比較

年 度 発生区分	2013（基準年度） 排出量（t-CO ₂ ）	2022 排出量（t-CO ₂ ）	対基準年度 増減比率
二酸化炭素	3,644.0	1,935.8	▲46.9%
メタン	0.2	0.1	▲50.0%
一酸化二窒素	3.9	3.2	▲18.0%
H F C	1.6	1.6	0
合 計	3,649.6	1,940.7	▲46.9%

表-3.15 電気使用量（神崎市役所及び関係施設）」の基準年度比較

年 度	2013（基準年度）	2022 年度
使 用 量	5,105,664kwh	5,474,132kwh

表-3.16 電気事業者（九州電力㈱）の温室効果ガス排出係数」の基準年度比較

年 度	2013（基準年度）	2022 年度
使 用 量	0.613	0.296

4. 計画の目標

4.1 温室効果ガス排出量の削減見込み

(1) 省エネルギー診断の結果と省エネルギー診断実施施設の削減見込み

本市の所有する施設において、効果的に地球温暖化対策を進めるために、エネルギー消費量（熱量換算値）が大きく、類似施設に取組を水平展開することを考慮して、施設の用途が異なる 10 施設を対象に、2017（平成 29）年 12 月に省エネルギー診断を実施しました。省エネルギー診断は、以下の施設で実施しました。

表-4.1 省エネルギー診断施設

施設用途別分類	省エネルギー診断実施施設
市役所等	① 神崎市役所（神崎市役所 南新館 含む）
学校教育施設	② 神崎小学校、③ 千代田中学校
体育施設	④ 中央体育館、⑤ 中央公園グラウンド
社会教育施設	⑥ 神崎市中央公民館、⑦ 千代田文化会館※ ¹
保健施設	⑧ 千代田町保健センター※ ²
福祉施設	⑨ 仁比山保育園、⑩ 千代田町福祉センター

※¹ と ※² は、複合文化施設

省エネルギー診断では、事前に資料調査を行い、その後、施設において、施設管理者へのヒアリングを行い、現場を確認して、施設ごとの課題を抽出し、省エネルギー対策を検討しました。また、事務事業編マニュアルに基づいて、可能な限り削減効果を数値で示しました。事務事業編マニュアルに基づいた算定方法については、資料編（資料 1）に示します。

省エネルギー診断を踏まえた、省エネルギー対策案と削減効果は次頁以降に示す。2030 年度までに、全ての対策案を実施した場合、温室効果ガス排出量の 160.0t-CO₂ を削減する効果があると算定しました。

表-4.2（1） 省エネルギー診断実施施設の削減効果

施設	省エネルギー対策案		温室効果ガスの削減量 (t -CO ₂)		
			2013 年度 の電力の 排出係数	2030 年度 の電力の 排出係数	
① 神埼市役所・南新館 市役所等	診断結果	運用改善	本庁舎の窓に遮熱フィルムを貼付	—	—
		設備導入	南新館の従来型蛍光灯・白熱灯の LED 化	4.2	2.5
		設備導入	南新館の既存エアコンを高効率エアコンに更新	4.9	3.0
	マニユアル 事務事業編	運用改善	フィルタの定期的な清掃活動	0.2	0.1
		運用改善	給湯温度の調整	0.1	0.1
		運用改善	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.3	0.2
		運用改善	照明照度の調整	1.7	1.0
		運用改善	エネルギーモニタリング制御の導入	0.2	0.1
		運用改善	カーテンブラインドにより日射を調整	0.9	0.6
	温室効果ガスの削減量（ t -CO ₂ ）			12.5	7.5
② 神埼小学校 学校教育施設	診断結果	設備導入	講堂の水銀灯の L E D 化	9.9	5.9
		設備導入	プールの循環ポンプにインバータの取付	1.8	1.1
	マニユアル 事務事業編	運用改善	フィルタの定期的な清掃活動	0.1	0.0
		運用改善	給湯温度の調整	0.3	0.2
		運用改善	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	1.4	0.8
		運用改善	照明照度の調整	0.7	0.4
		運用改善	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1	0.0
		運用改善	カーテンブラインドにより日射を調整	0.6	0.3
		設備導入	高断熱アルミサッシの導入	1.8	1.1
	温室効果ガスの削減量（ t -CO ₂ ）			16.4	9.9
③ 千代田中学校 学校教育施設	診断結果	設備導入	プールの循環ポンプにインバータの取付	1.6	1.0
		設備導入	従来型蛍光灯、白熱灯の LED 化	11.3	6.9
		設備導入	講堂の水銀灯の L E D 化	3.3	2.0
		設備導入	既存エアコンを高効率エアコンに更新	2.1	1.3
	マニユアル 事務事業編	運用改善	フィルタの定期的な清掃活動	0.1	0.1
		運用改善	給湯温度の調整	0.3	0.2
		運用改善	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	1.7	1.0
		運用改善	照明照度の調整	0.9	0.5
		運用改善	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1	0.1
		運用改善	カーテンブラインドにより日射を調整	0.7	0.4
		設備導入	高断熱アルミサッシの導入	2.2	1.3
	温室効果ガスの削減量（ t -CO ₂ ）			24.4	14.7

表-4.2（2） 省エネルギー診断実施施設の削減効果

施設	省エネルギー対策案		温室効果ガスの削減量 (t -CO ₂)		
			2013 年度 の電力の 排出係数	2030 年度 の電力の 排出係数	
④ 神埼中央公園体育館 体育施設	診断結果	設備導入	従来型蛍光灯、白熱灯の L E D 化	17.0	10.3
		設備導入	講堂の水銀灯の L E D 化	16.4	9.9
		設備導入	既存エアコンを高効率エアコンに更新	3.0	1.8
	マニキュアル 事務事業編	運用改善	フィルタの定期的な清掃活動	0.2	0.1
		運用改善	給湯温度の調整	0.4	0.3
		運用改善	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	2.3	1.4
		運用改善	照明照度の調整	0.8	0.5
		運用改善	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1	0.1
		運用改善	カーテンブラインドにより日射を調整	0.9	0.5
		設備導入	高断熱アルミサッシの導入	2.6	1.6
温室効果ガスの削減量（ t -CO ₂ ）			43.7	26.4	
⑤ グラウンド 中央公園 体育施設	診断結果	設備導入	屋外照明（水銀灯）の LED 化	5.4	3.2
		温室効果ガスの削減量（ t -CO ₂ ）			5.4
	⑥ 神埼市中央公民館 社会教育施設	診断結果	運用改善	ホールの窓に遮熱フィルムの貼付	—
マニキュアル 事務事業編			運用改善	フィルタの定期的な清掃活動	0.1
		運用改善	給湯温度の調整	0.0	0.0
		運用改善	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.1	0.1
		運用改善	照明照度の調整	0.6	0.4
		運用改善	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1	0.0
		運用改善	カーテンブラインドにより日射を調整	0.3	0.2
		設備導入	高断熱アルミサッシの導入	1.1	0.7
温室効果ガスの削減量（ t -CO ₂ ）			2.3	1.4	
⑦ 千代田文化会館 社会教育施設	診断結果	設備導入	従来の蛍光灯の L E D 化	16.5	10.0
		運用改善	ロビー等の窓に遮熱フィルムの貼付	—	—
	マニキュアル 事務事業編	運用改善	フィルタの定期的な清掃活動	0.2	0.1
		運用改善	給湯温度の調整	0.4	0.3
		運用改善	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	2.3	1.4
		運用改善	照明照度の調整	0.8	0.5
		運用改善	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1	0.1
		運用改善	カーテンブラインドにより日射を調整	0.9	0.5
		設備導入	高断熱アルミサッシの導入	2.6	1.5
		温室効果ガスの削減量（ t -CO ₂ ） ^{注）}			23.8

注) ⑦千代田文化会館の温室効果ガスの削減量は、⑧千代田町保健センターと合わせて計算している。

表-4.2（3） 省エネルギー診断施設の削減効果

施設		省エネルギー対策案		温室効果ガスの削減量 (t -CO ₂)	
				2013 年度 の電力の 排出係数	2030 年度 の電力の 排出係数
保健施設 ⑧千代田町 保健センター	診 断 果	設備導入 機能訓練室等、天井が高く、広い場所に、サーキュレータファンの導入		—	—
	注) その他の対策は、千代田文化会館と同時に実施			—	—
	温室効果ガスの削減量 (t -CO ₂) 注)			—	—
福祉施設 ⑨仁比山保育園	マニ ユ ア ル 編	設備導入	従来の蛍光灯の L E D 化	8.2	5.0
		設備導入	2 種類ある既存エアコンを、高効率エアコンに統一して更新	5.8	3.5
		運用改善	エアコンの系統に合わせて部屋を使用（エアコンが複数の系統に分かれており、使用するエアコンの系統が少ないほうが省エネルギーとなる）	—	—
		運用改善	透明な庇への遮熱塗料の塗布、オーニングの設置	—	—
	マニ ユ ア ル 編	運用改善	フィルタの定期的な清掃活動	0.1	0.0
		運用改善	給湯温度の調整	0.2	0.1
		運用改善	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	1.3	0.8
		運用改善	照明照度の調整	0.7	0.4
		運用改善	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1	0.0
		運用改善	カーテンブラインドにより日射の調整	0.6	0.3
		設備導入	高断熱アルミサッシの導入	1.7	1.0
温室効果ガスの削減量 (t -CO ₂)			18.6	11.3	
福祉施設 ⑩千代田町 福祉センター	診 断 果	設備導入 従来の蛍光灯の L E D 化		10.3	6.2
	マニ ユ ア ル 編	運用改善	フィルタの定期的な清掃活動	0.1	0.1
		運用改善	給湯温度の調整	0.0	0.0
		運用改善	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.1	0.1
		運用改善	照明照度の調整	0.7	0.4
		運用改善	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1	0.1
		運用改善	カーテンブラインドにより日射を調整	0.4	0.2
		設備導入	高断熱アルミサッシの導入	1.2	0.7
	温室効果ガスの削減量 (t -CO ₂)			12.9	7.8
温室効果ガスの削減量の合計 (t -CO ₂)				160.0	96.6

注) ⑧千代田町保健センターの温室効果ガスの削減量は、⑦千代田文化会館と合わせて計算している。

また、2030 年度までに、神崎市役所の新築により、311.0 t-CO₂ の温室効果ガス排出量の増加が見込まれます。一方、旧庁舎の廃止により、185.2 t-CO₂ 温室効果ガス排出量の減少が見込まれています。また、新庁舎に設置している太陽光発電システムにより、毎年 12.9 t-CO₂ の削減効果が期待できます。

表-4.3 神崎市役所の新築、旧庁舎の廃止による温室効果ガス排出量の増減

No.	施設名	計画により増加する 温室効果ガス (t-CO ₂)		計画・その他により削減される 温室効果ガス (t-CO ₂)			
		温室 新築 効果 にガ ス よ る 増 加 量		温 室 廃 止 果 にガ ス よ る 削 減 量		（ 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム ） 2 0 k W 導 入 に よ る 温 室 効 果 ガ ス 削 減 量	
		2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数
1	神崎市役所 (南新館含む)	311.0	187.7	185.2	111.8	12.9	7.8

(2) その他施設の削減見込み

省エネルギー診断を実施していない施設については、今後の取組計画（予定）を調査票（資料編（資料 2））で施設管理課に確認し、事務事業編マニュアルのエネルギー消費量削減率（資料編（資料 1））をもとに温室効果ガスの削減見込みを算定しました（表-4.4(1)、表-4.4(2)）。2030 年度までに、全ての対策案を実施した場合、温室効果ガス排出量のうち 275.6t-CO₂ を削減する効果があると算定しました。

表-4.4(1) 省エネルギー診断を実施していない施設の削減効果

No.	施設名	運用措置により削減される温室効果ガス（t-CO ₂ ）											
		空気調和設備				給湯設備		照明設備		設備全般		建築(外皮)	
		冷調 設備 設定 温度 の	フナ イ清 ル掃 タ活 の動 定期 的			給湯 温度 の調 整	洗面 短縮 （夏 の給 湯停 止） の	照明 照度 の調 整		エリ ン グ 制 御 モ ニ タ の 導 入		カド整 ーに テ ン ブ ラ イ 射 を 調	
		灯油	2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数	LPG	LPG	LPG	2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数
2	千代田支所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	春振支所	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
5	西郷小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0
6	仁比山小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.5	0.3	0.1	0.0	0.4	0.3
7	千代田東部小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.7	0.4	0.1	0.0	0.6	0.3
8	千代田中部小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.6	0.4	0.1	0.0	0.5	0.3
9	千代田西部小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.7	0.4	0.1	0.0	0.5	0.3
10	春振小学校	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	1.1	1.6	0.9	0.2	0.1	1.3	0.8
11	神崎中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.5	0.3	0.1	0.0	0.4	0.3
13	春振中学校(春振中学校武道館含む)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.8	0.5	0.1	0.0	0.6	0.4
14	学校給食共同調理場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.6	0.0	0.0
17	春振公民館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
18	下村湖人生家	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	春振2000年館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
20	春振ふれあい館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
21	春振山麓習遊館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
22	鳥羽院山荘	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	文化財資料室	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
24	千代田作業所（文化財）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
25	文化財収蔵庫（嘉納）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
28	中央公園テニスコート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
29	神崎勤労者体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
30	B&G海洋センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.2	0.1
31	次郎体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
32	千代田グラウンド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
33	筑後川運動公園グラウンド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
34	春振勤労者体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.2	0.0	0.0	0.2	0.1
35	日の隈公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
36	次郎の森公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
37	筑後川運動公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
38	高取山公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
39	春振山頂広場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
42	神崎町保健センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
43	社会福祉協議会（神崎支所）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
45	国民健康保険診療所（春振診療所）	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
46	西郷保育園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.2	0.0	0.0	0.3	0.2
47	ちよだ保育園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.8	0.5	0.1	0.0	0.6	0.4
48	せふり保育園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.5	0.3	0.1	0.0	0.5	0.3
49	神崎市憩の家	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50	春振町高齢者生活福祉センター （そよかぜ荘）	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	1.6	1.0	0.2	0.1	0.9	0.5
51	千代田町生きがいセンター （東部地区）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
52	千代田町生きがいセンター （西部地区）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
53	遊学館（水車の里）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
54	夢の里ちよだ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
55	神崎駅自由通路	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
56	横武地区浄化センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2	0.0	0.0	0.2	0.1
57	浄化センター	0.0	0.6	0.0	0.2	0.2	0.6	9.2	5.5	0.8	0.5	3.7	2.2
58	永歌地区中継ポンプ場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.4	0.1	0.0	0.3	0.2
59	簡易水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
60	高齢障がい課関連	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		0.7	1.2	0.1	0.4	1.5	7.3	21.5	13.0	3.2	1.9	12.1	7.3

表-4.4(2) 省エネルギー診断を実施していない施設の削減効果

No.	施設名	改修措置により削減される 温室効果ガス（t-CO ₂ ）				計画により削減される 温室効果ガス （t-CO ₂ ）		合計	
		照明設備		建築(外皮)		施設の 廃止			
		LED 照明の 導入		高断熱 アルミサツ の導入					
		2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2030年度 の電力の 排出係数
2	千代田支所	13.3	8.0	2.1	1.3	0.0	0.0	15.6	9.5
3	脊振支所	2.7	1.6	0.4	0.3	0.0	0.0	4.1	2.6
5	西郷小学校	3.9	2.4	0.8	0.5	0.0	0.0	5.7	3.6
6	仁比山小学校	4.2	2.6	0.8	0.5	0.0	0.0	6.5	4.1
7	千代田東部小学校	5.5	3.3	1.1	0.6	0.0	0.0	8.5	5.3
8	千代田中部小学校	5.0	3.0	1.0	0.6	0.0	0.0	7.7	4.8
9	千代田西部小学校	5.2	3.2	1.0	0.6	0.0	0.0	8.1	5.1
10	脊振小学校	12.5	7.5	2.4	1.5	0.0	0.0	19.3	12.1
11	神埼中学校	4.0	2.4	0.8	0.5	0.0	0.0	6.2	3.9
13	脊振中学校(脊振中学校武道館含む)	6.1	3.7	1.2	0.7	0.0	0.0	9.5	6.0
14	学校給食共同調理場	0.0	0.0	9.9	6.0	0.0	0.0	10.8	6.5
17	脊振公民館	0.5	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	1.0	0.6
18	下村湖人生家	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2
19	脊振2000年館	0.6	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	1.2	0.7
20	脊振ふれあい館	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.7	0.5
21	脊振山麓習遊館	0.5	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.9	0.6
22	鳥羽院山荘	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	文化財資料室	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
24	千代田作業所（文化財）	0.3	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.6	0.4
25	文化財収蔵庫（嘉納）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
28	中央公園テニスコート	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3
29	神埼勤労者体育館	0.8	0.5	0.4	0.2	0.0	0.0	1.5	0.9
30	B&G海洋センター	1.5	0.9	0.7	0.4	0.0	0.0	2.8	1.8
31	次郎体育館	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.8	0.5
32	千代田グラウンド	0.4	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3
33	筑後川運動公園グラウンド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
34	脊振勤労者体育館	1.7	1.0	0.8	0.5	0.0	0.0	3.2	2.0
35	日の隈公園	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.3
36	次郎の森公園	1.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.9
37	筑後川運動公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
38	高取山公園	1.6	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	1.0
39	脊振山頂広場	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
42	神埼町保健センター	1.8	1.1	0.3	0.2	34.5	20.8	37.0	22.3
43	社会福祉協議会（神埼支所）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
45	国民健康保険診療所（脊振診療所）	2.3	1.4	0.4	0.3	0.0	0.0	3.6	2.4
46	西郷保育園	3.2	1.9	0.6	0.4	0.0	0.0	5.0	3.1
47	ちよだ保育園	6.2	3.7	1.2	0.7	0.0	0.0	9.5	6.0
48	せふり保育園	4.4	2.6	0.8	0.5	0.0	0.0	6.7	4.2
49	神崎市憩の家	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50	脊振町高齢者生活福祉センター （そよかぜ荘）	10.6	6.4	1.7	1.0	0.0	0.0	15.3	9.2
51	千代田町生きがいセンター （東部地区）	0.5	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.7	0.4
52	千代田町生きがいセンター （西部地区）	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2
53	遊学館（水車の里）	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
54	菱の里ちよだ	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.5	0.3
55	神埼駅自由通路	1.3	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.8
56	横武地区浄化センター	2.5	1.5	0.4	0.2	0.0	0.0	3.6	2.2
57	浄化センター	43.3	26.1	6.9	4.1	0.0	0.0	65.4	39.5
58	永歌地区中継ポンプ場	3.9	2.3	0.6	0.4	0.0	0.0	5.5	3.4
59	簡易水道	0.9	0.5	0.1	0.1	0.0	0.0	1.2	0.8
60	高齢障がい課関連	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		155.5	93.9	37.5	22.7	34.5	20.8	275.6	169.6

(3) 車の燃費改善による削減見込み

2030 年度までに、車の燃費改善により、温室効果ガス排出量のうち 52.6t-CO₂ を削減する効果があると算定しました(表-4.5)。

表-4.5 車の燃費改善による削減効果

種類	燃料の種類	温室効果ガス排出量 (2013年度)	公に用よる車の燃費改善効果	温室効果ガス削減量
		(t-CO ₂)	(%)	(t-CO ₂)
公用車	ガソリン	94.0	41.0%	38.5
公用車	軽油	34.2	41.0%	14.0
温室効果ガス削減量の合計				52.6

(4) 削減見込みの合計

2030 年度までに、温室効果ガス排出量のうち 375.3t-CO₂ を削減する効果があると算定しました(表-4.6)。

2030 年度までの施設管理部局別の削減見込みは表-4.7 に示します。

表-4.6 削減見込みの合計

分類	対策	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)	
		2013年度の電力の 排出係数	2030年度の電力の 排出係数
省エネルギー診断施設	運用改善・設備導入	160.0	96.6
省エネルギー診断施設	新庁舎の新築	-311.0	-187.7
省エネルギー診断施設	現庁舎の廃止・新庁舎への太陽光発電システムの導入	198.1	119.6
省エネルギー診断施設以外	運用措置・改修措置・施設の廃止	275.6	169.6
全庁	車の燃費改善	52.6	52.6
温室効果ガス排出係数による削減見込み 算定方法：(2013年度の電力の排出係数を用いた温室効果ガス排出量) - (「地球温暖化対策計画」(平成28年閣議決定)に示されている2030年度の電力の排出係数(0.37kg-CO ₂ /kWh)を用いた温室効果ガス排出量)		-	1,240.6
温室効果ガスの削減量 合計		375.3	1,491.2

注) 省エネルギー診断実施施設(新庁舎の新築)については、温室効果ガス排出量は増加する見込みのため、マイナス表示となっています。

表-4.7 施設管理部局別の2030年度までの削減見込み（2013年度の電力排出係数）

分類	施設管理部局	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)	
省エネ診断施設 (運用改善・設備導入)	総務企画部	12.5	160.0
	市民福祉部	31.5	
	産業建設部	0	
	教育委員会	116.0	
	社会福祉協議会	0	
省エネ診断施設 (新庁舎の新築・現庁舎の廃止・新庁舎への太陽光発電システムの導入)	総務企画部	-112.9	-112.9
	市民福祉部	0	
	産業建設部	0	
	教育委員会	0	
	社会福祉協議会	0	
省エネ診断施設以外 (運用措置・改修措置・施設の廃止)	総務企画部	19.7	275.6
	市民福祉部	57.3	
	産業建設部	80.2	
	教育委員会	96.3	
	社会福祉協議会	22.1	
公用車	公用車	52.6	52.6
合計	総務企画部	-80.7	375.3
	市民福祉部	88.8	
	産業建設部	80.2	
	教育委員会	212.3	
	社会福祉協議会	22.1	
	公用車	52.6	

注）省エネルギー診断施設（新庁舎の新築）については、温室効果ガス排出量は増加する見込みのため、マイナス表示となっています。

2022年度までの施設管理部局別の削減見込みは、表-4.8に示します。削減効果の算定に利用した資料等は、資料編（資料1）に示します。

表-4.8 施設管理部局別の2022年度までの削減見込み（2013年度の電力排出係数）

分類	施設管理部局	温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)	
省エネ診断施設 (運用改善・設備導入)	総務企画部	8.4	109.9
	市民福祉部	23.0	
	産業建設部	0	
	教育委員会	78.5	
	社会福祉協議会	0	
省エネ診断施設 (新庁舎の新築・現庁舎の廃止・新庁舎への太陽光発電システムの導入)	総務企画部	-112.9	-112.9
	市民福祉部	0	
	産業建設部	0	
	教育委員会	0	
	社会福祉協議会	0	
省エネ診断施設以外 (運用措置・改修措置・施設の廃止)	総務企画部	11.2	171.7
	市民福祉部	47.5	
	産業建設部	47.1	
	教育委員会	53.3	
	社会福祉協議会	12.6	
公用車	公用車	24.1	24.1
合計	総務企画部	-93.3	192.8
	市民福祉部	70.5	
	産業建設部	47.1	
	教育委員会	131.8	
	社会福祉協議会	12.6	
	公用車	24.1	

注）省エネルギー診断施設（新庁舎の新築）については、温室効果ガス排出量は増加する見込みのため、マイナス表示となっています。

4.2 温室効果ガス排出量の削減目標

平成 25 年(2013)度を基準として、計画期間の最終年度である令和 12 年(2030)度の CO₂排出量を **50%削減**することを目標とします。

4.3 個別の数値目標

2030 年度の施設管理部局(一部例外あり)ごとの個別の目標を設定しました。この目標の達成に向けた取組を全庁で行います。施設管理部局の削減目標は、前述の削減見込みを踏まえて設定しました。

「温室効果ガス排出量の削減目標」、及び「個別の数値目標」の達成状況は、毎年確認を行い、必要に応じて見直します。

表-4.9 施設管理部局の削減目標（2022 年度）（2013 年度の電力排出係数）

施設管理部局等	温室効果ガス排出量の削減目標	
総務企画部	19%増加 ^{注)}	(93.3 t-CO ₂ 増)
市民福祉部	30%削減	(70.5 t-CO ₂ 減)
産業建設部	6%削減	(47.1 t-CO ₂ 減)
教育委員会	7%削減	(131.8 t-CO ₂ 減)
社会福祉協議会	6%削減	(12.6 t-CO ₂ 減)
公用車	18%削減	(24.1 t-CO ₂ 減)

注) 総務企画部の「温室効果ガス排出量の削減目標」は、神崎市役所の新築(床面積増加等)に伴い温室効果ガス排出量が増加するため、「削減」ではなく「増加」となっています。

表-4.10 施設管理部局の削減目標（2030年度）（2013年度の電力排出係数）

施設管理部局等	温室効果ガス排出量の削減目標	
総務企画部	16%増加 ^注	（80.7 t-CO ₂ 増）
市民福祉部	37%削減	（88.8 t-CO ₂ 減）
産業建設部	10%削減	（80.2 t-CO ₂ 減）
教育委員会	12%削減	（212.3 t-CO ₂ 減）
社会福祉協議会	11%削減	（22.1 t-CO ₂ 減）
公用車	39%削減	（52.6 t-CO ₂ 減）

注）総務企画部の「温室効果ガス排出量の削減目標」は、神崎市役所の新築（床面積増加等）に伴い温室効果ガス排出量が増加するため、「削減」ではなく「増加」となっています。

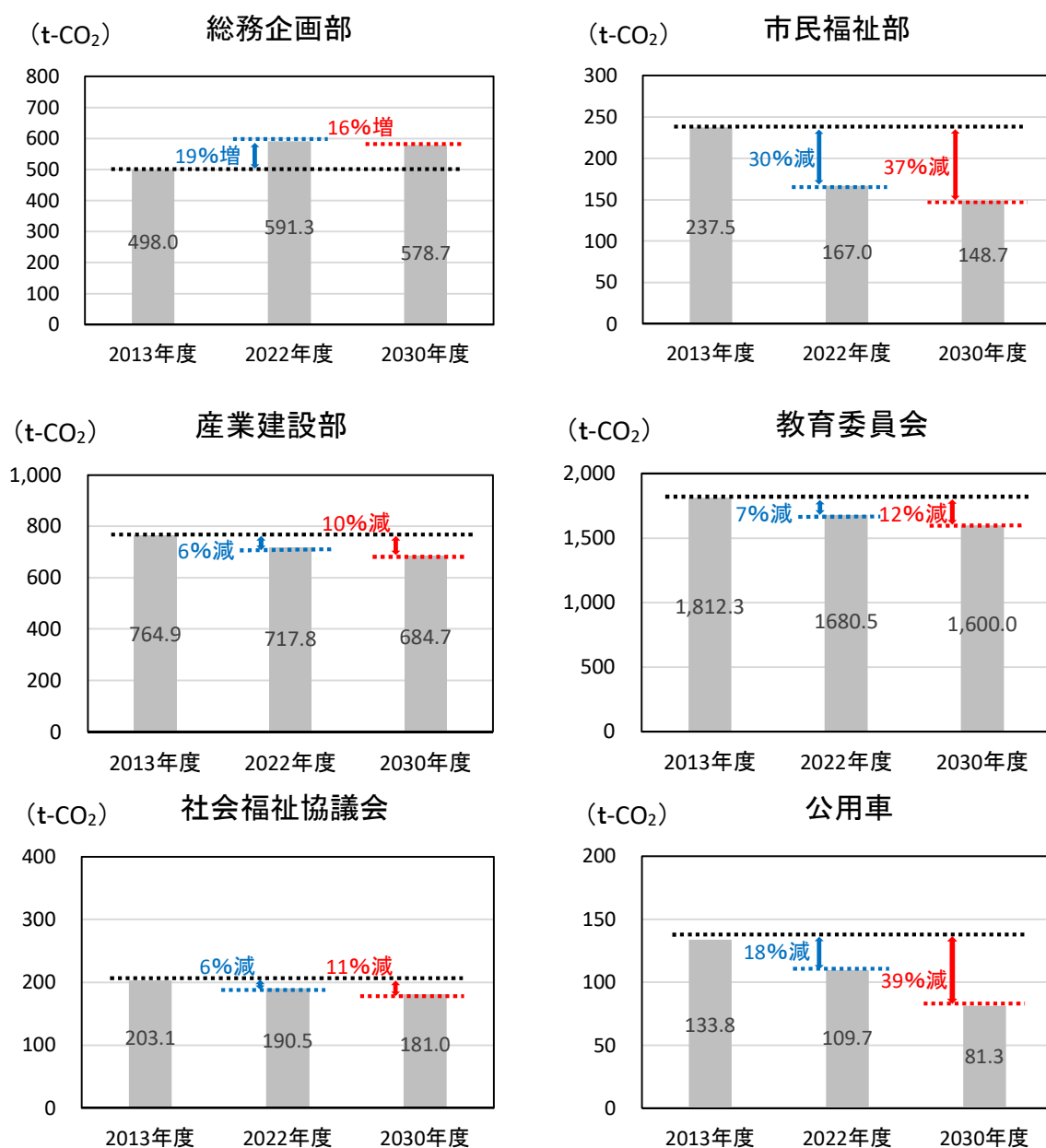


図- 4.1 施設管理部局の削減目標

注）総務企画部の「温室効果ガス排出量の削減目標」は、神崎市役所の新築（床面積増加等）に伴い温室効果ガス排出量が増加するため、「削減」ではなく「増加」となっています。

5. 取組

5.1 取組の基本方針

本計画では、以下の 3 つの基本方針に基づき、本市の事務・事業における地球温暖化対策を推進します。この基本方針に基づき、全ての神崎市の職員及び施設管理者が取組を進めます。

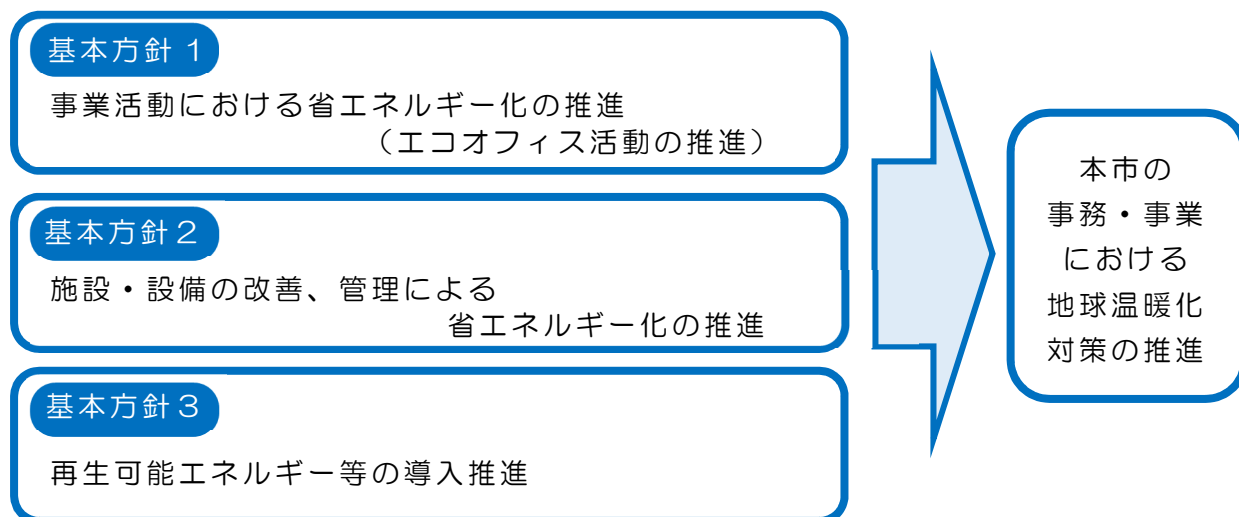


図-5.1 施策体系

5.2 具体的な取組

3 つの基本方針に基づき、本市の事務・事業において地球温暖化対策となる取組を進めます。取組は、前計画を基本とし、省エネルギー診断の結果等を踏まえて追加しています。

以下に具体的な取組を示します。

基本方針 1 事業活動における省エネルギー化の推進 (エコオフィス活動の推進)

★：前計画から新たに追加した取組

取 組		内 容
1-1	照明利用時の配慮	・ 昼休み時間の消灯 ・ 窓際照明の消灯 ・ 残業の際の不必要な照明の消灯 ・ 会議室利用後の消灯 ・ 通行や作業等に支障のない場所の消灯の徹底 ・ 人のいない場所の消灯の徹底 ・ 効率的な点灯、消灯箇所のスイッチ類設定 ・ L E D 照明の小まめな消灯 ・ 誘導灯の L E D 化 ・ 照明器具の定期的な清掃 ・ 不必要時の O A 機器等の電源断 ・ 最終退出者による消灯 ・ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用 ・ トイレ照明等へのセンサー式自動スイッチの導入
1-2	空調利用時の配慮	・ 空調の適切な期間及び温度の設定（冷房時 28℃、暖房時 20℃） ・ クールビズ・ウォームビズの実施 ・ カジュアルエブリデーによる更なるクールビズの強化 ・ 空調時の窓、出入口の開放禁止 ・ 空調機器のこまめな清掃 ・ 断熱フィルムやブラインド等の活用による空調の高効率化
1-3	照明・空調以外の電気利用時の配慮	・ エネルギーの消費率の高い O A 機器、家電製品の見直し ・ ノー残業デーの徹底等による点灯時間の縮減 ・ 庁舎の省エネルギー化の徹底 ・ 近隣階への移動時の階段利用
1-4	公用車・自家用車の適正利用	・ 低公害車の公用車への導入 ・ 不必要なアイドリング、空ふかし、不用物の積載等の抑制 ・ 急発進、急加速の抑制 ・ 走行ルート合理化

取 組		内 容
		・ 経済走行（一般道 40～60km/h、高速道 80km/h） ・ タイヤ空気圧の適正化 ・ 公共交通機関の活用 ・ 近距離出張の場合の徒歩、自転車の活用 ・ 公用車の走行距離の把握・管理 ・ 職員の通勤時における自転車利用及び徒歩の促進 ・ 公用車利用時の乗り合わせ等の励行 ・ 公用車エアコンの適正な温度管理 ★電気自動車の導入
1-5	備品等の使用時の配慮	・ OA 機器の合理化等による電力使用量の削減 ・ OA 機器の節電・待機モードの活用 ・ 長時間利用しない OA 機器の主電源オフ ・ 買い替え時における省エネ、エコ電化製品等の高効率製品への切替 ・ 事務用品、電気用製品等の修理による長期使用 ・ 不要となった備品等の管理換え等による再使用、長期使用
1-6	用紙類の使用量の削減	・ 両面コピーの徹底 ・ 裏面使用の実施 ・ 縮小コピーの効果的使用 ・ ミスコピーの防止 ・ 内部検討資料の裏紙使用 ・ 資料の必要最小限化・共有化 ・ 回覧・掲示板の活用 ・ 映像機器の有効活用による会議資料の削減 ・ 使用済封筒の再使用 ・ 不必要な F A X 送付状の省略 ・ ペーパーレス化・電子化の推進 ・ 資料、文書等の個人所有制限（共用管理） ・ 資料等の印刷数量の最小限化
1-7	廃棄物の減量化	・ 分別収集の徹底 ・ ノーカーボン紙、感熱紙、ビニールシート紙等再生できない用紙類の不使用 ・ シュレッダー使用の限定化 ・ 弁当容器、紙コップ、紙皿等の使い捨て品の不使用 ・ 簡易包装の推進 ・ ごみ結束時の紙ひもの活用 ・ 購入製品における梱包材等の簡素化依頼 ・ 詰め替え製品等の購入推奨 ・ 分別種類の細分化による廃棄物の抑制 ・ 個人用ごみ箱の廃止による廃棄物発生の抑制

取 組		内 容
1-8	リサイクルの推進	・ 缶、瓶、プラスチック類等の分別の徹底 ・ 詰め替え可能性品(リターナブル製品)の活用 ・ 紙類の雑ごみへの混入排除 ・ リサイクル可能な事務用品等の購入促進 ・ リサイクル意識高揚のための啓発、意識高揚の促進 ・ プラスチックをはじめ庁舎等から出るごみの 3 R + Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミへの移行を推進（職員への取組周知・啓発・実行）
1-9	グリーン購入の推進	・ 環境負荷の少ない製品の購入 ・ 部品の交換修理の可能な製品や長期使用が可能な製品の購入

基本方針 2 施設・設備の改善、管理による省エネルギー化の推進

★：前計画から新たに追加した取組

取 組		内 容
2-1	施設の建設時・改修時の配慮	・ 公共建築物の建設にあたっては、省エネルギー、省資源など環境保全の模範となるような設計の選択 ・ 断熱材や複層ガラス、遮光フィルムなど断熱性の高い建具の使用 ・ 建築副産物の排出抑制、リサイクルの推進 ・ 新築建築物における Z E B 化 市有施設の新設又は建替時は ZEB Ready 以上とし ZEB を目指す ・ 設置可能な施設への太陽光発電設備の設置 太陽光発電が導入可能な施設に対し、2030 年度に 50% 以上設置 ★LED 照明の導入 既存設備を含めた LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% を目指す ★省エネ基準に適合させるための改修 令和 12 (2030) 年までに市で調達する電力の 60% 以上を再生可能エネルギー電力とします。
2-2	設備の更新時の配慮	・ 電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選択 ・ 適正規模の電気製品を選択 ・ 人感センサー付の照明器具の導入
2-3	公共施設の適正配置	・ 公共施設の全庁的な利用調整を行い、施設の保有総量縮小、効率的利用及び長寿命化の取組推進
2-4	施設の適正管理（空調、給湯、照明）	・ 高効率な空調機、給湯機、照明の導入
2-5	施設の適正管理	・ 温水洗浄便座の適切な利用

	（電気の使用）	・省エネルギー、省資源設備等環境負荷の少ない機器の導入 ・ポンプのインバータ制御など、省エネルギー化
2-6	施設の適正管理 （水の利用）	・節水型機器の導入 ・節水型トイレ、自動水栓、節水コマの採用 ・水道水圧の調整 ・日常的な節水の励行
2-7	その他の管理	・緑の保全や緑化の計画的な推進 ・省エネルギー診断等の活用 ・デマンド監視装置等の導入等によりエネルギー消費の見える化及び最適化

基本方針３ 再生可能エネルギー等の導入推進

★：前計画から新たに追加した取組

取 組		内 容
3-1	太陽光発電・地中熱等の再生可能エネルギーの導入	・施設改修時等に太陽光発電・地中熱等の再生可能エネルギーの導入 ・再生可能エネルギー利用可能性について調査、検討
3-2	バイオマスエネルギーの利用に向けての検討	・バイオマスエネルギーの利活用に向けての検討

6. 本計画の推進体制・進捗管理

6.1 推進体制

市長から全職員までを対象とし、市長をトップとするトップマネジメントの体制（神崎市カーボン・マネジメント体制）を構築します。

(1) 神崎市地球温暖化対策実行計画推進委員会

「神崎市地球温暖化対策実行計画推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）は、取組を実行する部門の課長、施設長で構成します。

推進委員会は、本計画の推進体制の核となり、計画の策定、見直しを行うとともに、計画の進捗管理においても中心となる組織です。

推進委員会委員は、所属する部門内の各課及び各施設における、「各課推進委員」を任命します。各課推進委員は、具体的な取組事項を職員に周知するとともに、取組の進捗状況を把握し、事務局（生活環境推進課）に報告します。

(2) 神崎市地球温暖化対策実行計画委員会

「神崎市地球温暖化対策実行計画委員会」（以下、「実行計画委員会」という。）は各部長で構成します。

実行計画委員会は、推進委員会からの取組状況・エネルギー消費量の評価や次年度の取組の見直し・改善の報告について協議し、報告事項を承認するとともに、推進委員会に取組の見直し等を指示します。

(3) 環境委員会

環境委員会は、条例で定めた有識者、市民、環境関連団体等で構成します（既存組織）。

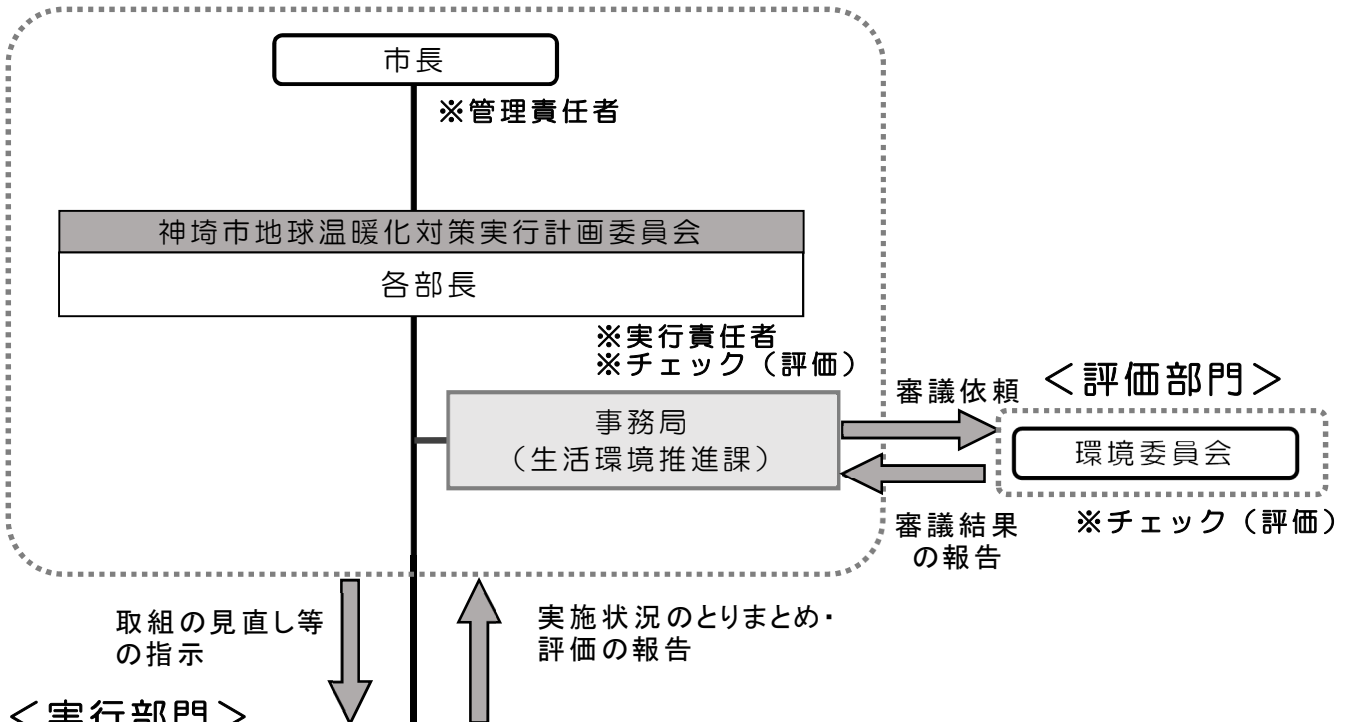
環境委員会は、実行計画委員会（事務局含む）がまとめた取組の進捗状況報告や計画見直し等について審議し、審議結果を事務局（実行計画委員会含む）に報告します。

(4) 事務局（生活環境推進課）

事務局（生活環境推進課）は、各課推進員から報告を受けた、取組の進捗状況を整理するとともに、推進委員会及び実行計画委員会の開催・運営を行います。

市長は、本計画の「管理責任者」として、計画の進捗状況を事務局から定期的に報告を受けて、取組の見直し・改善等への意見を述べます。また、部長は、実行部門の課長、施設長、各課推進員と連絡をとりながら、取組の進捗を確認し、取組の推進を図ります。

＜管理部門＞



＜実行部門＞

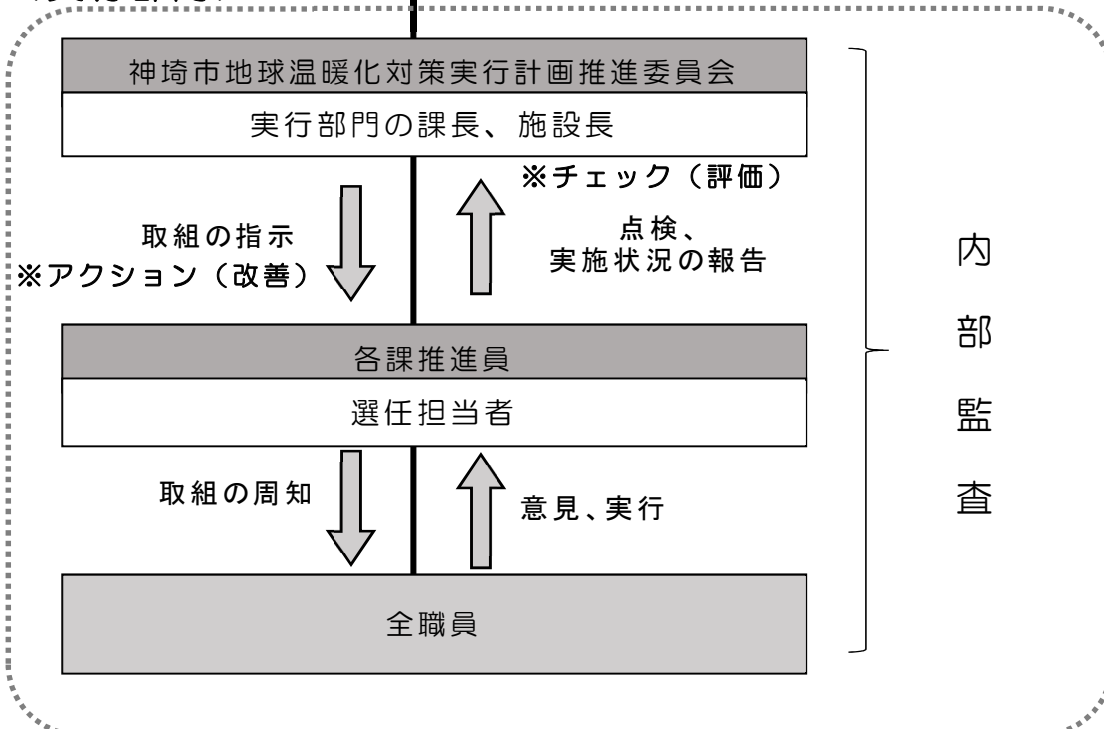


図-6.1 神崎市カーボン・マネジメント体制

6.2 進捗管理

計画の進捗管理は、①計画（Plan）、②実行（Do）、③評価（Check）、④改善（Action）の4段階を繰り返すことにより、継続的に管理するPDCAを用います。

本計画の進捗管理では、計画見直しまでの5年間を対象としたPDCAと、1年単位で行う「(1)事務事業編の毎年のPDCA」、「(2)取組のPDCA」を行います(図-6.2)。PDCAの各段階における取組内容を表-6.1に示します。

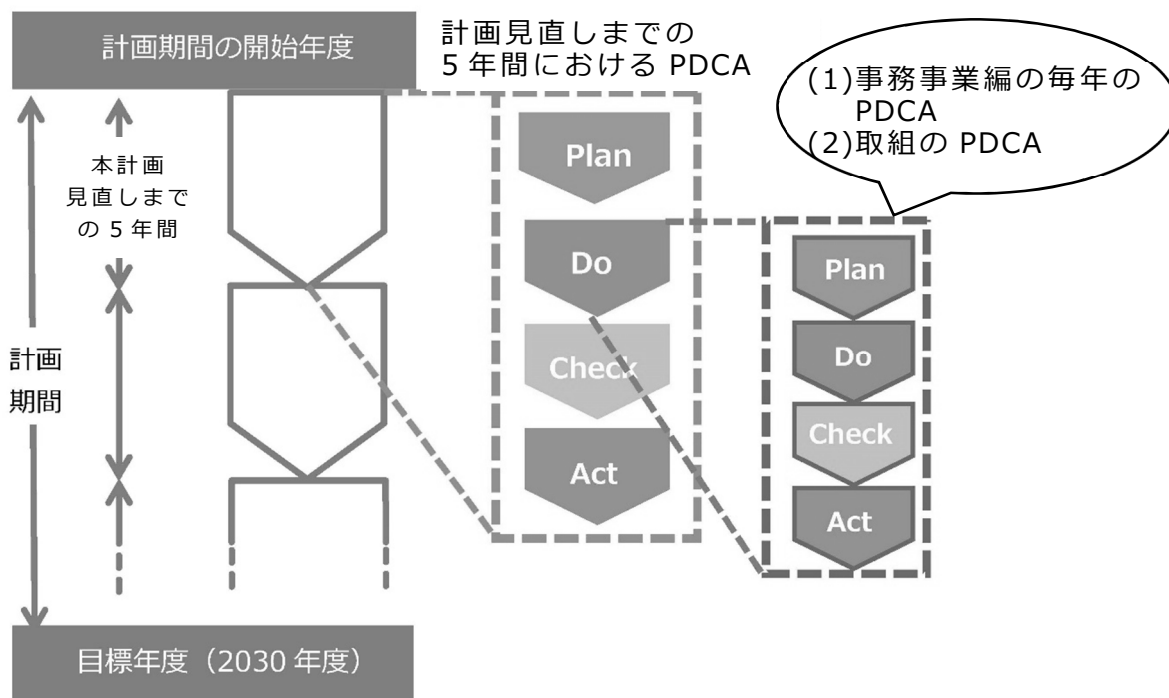


図-6.2 多層的なPDCAのイメージ

資料：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（平成29年3月、環境省総合環境政策局 環境計画課）

表-6.1 計画見直しまでの5年間を対象としたPDCAの各段階における取組

ステージ	取 組
計画（Plan）	・ 見直しにあたっての基本的事項の検討 ・ 基礎データの整備及び「温室効果ガス総排出量」の把握 ・ 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標の検討 ・ 目標達成に向けた具体的な取組の検討 ・ 進捗管理の仕組みの検討
実行（Do）	・ (1) 事務事業編の毎年のPDCA (2) 取組のPDCA ※詳細は、次ページに示します。
評価（Check）	・ 計画見直しまでの実績の集計、達成状況の確認
改善（Action）	・ 計画改定の要・不要に係る検討、改定スケジュールの検討

1年単位で行う(1)事務事業編の毎年のPDCAと(2)取組のPDCAについて、以下に示します。

(1)事務事業編の毎年のPDCAは、「図-6.1 神崎市カーボン・マネジメント体制」に示す管理部門が実施する内容です。

(2)取組のPDCAは、「図-6.1 神崎市カーボン・マネジメント体制」に示す実行部門が実施する内容です。

①計画（Plan）

(1) 事務事業編の毎年のPDCA	(2) 取組のPDCA
・<u>事務局</u>PDCAスケジュールの各課推進員への周知 ・<u>事務局</u>全職員への計画の周知	・<u>各課推進員</u>施設ごとの取組、進捗管理方法の確認

②実行（Do）

(1) 事務事業編の毎年のPDCA	(2) 取組のPDCA
・<u>事務局</u>地球温暖化対策に関する情報の発信、取組の推進 ・<u>事務局</u>各課推進員からの問合せ対応	・<u>全職員</u>取組の実施 ・<u>各課推進員</u>地球温暖化対策に関する情報の発信、取組の推進 ・<u>各課推進員</u>取組状況・エネルギー使用量の記録

③評価（Check）

(1) 事務事業編の毎年のPDCA	(2) 取組のPDCA
・<u>事務局</u>取組状況・エネルギー使用量のとりまとめ ・<u>実行計画委員会</u>取組状況・エネルギー使用量の評価	・<u>各課推進員</u>とりまとめへの協力、推進委員会や環境委員会からの意見への対応 ・<u>推進委員会</u>取組状況・エネルギー使用量の評価

④改善（Action）

(1) 事務事業編の毎年のPDCA	(2) 取組のPDCA
・<u>実行計画委員会</u>次年度の取組の見直し・改善 ・<u>市長</u>管理責任者として、進捗状況や次年度の取組の見直し・改善の確認 ・<u>事務局</u>取組状況・エネルギー使用量の公表	・<u>全職員</u>取組状況・エネルギー使用量の分析・評価の確認 ・<u>各課推進員</u>取組の見直し方針の決定 ・<u>推進委員会</u>次年度の取組の見直し・改善

⑤年間スケジュール

本計画の進捗管理に関する年間スケジュールと役割は以下のとおりです。

表-6.2 年間スケジュール

実施項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	管理部門			実行部門			
														市長	事務局	実行計画委員会	各課推進員	全職員	推進委員会	
計画 (Plan)	スケジュール・取組、進捗管理方法の確認															●		●		
	全職員への計画の周知															●		●		
実行 (Do)	取組の実施	随時実施																●		
	温暖化対策に関する情報の発信、取組の推進	随時実施													●		●			
	取組状況・エネルギー使用量の記録	随時実施													●		●			
評価 (Check)	取組の実施状況の点検			前年度分											●		●			
	エネルギー使用量の把握	随時入力													●		●			
	とりまとめ			前年度分											●		●			
	評価					前年度分									●	●			●	
改善 (Action)	取組の見直し・改善			必要に応じて実施											●	●	●	●	●	●
	取組状況・エネルギー使用量の公表					前年度分									●					

資 料 編

資料 1 温室効果ガス排出量の削減見込みの根拠資料

本計画の「4.1 温室効果ガス排出量の削減見込み」で示した削減見込みは、事務事業編マニュアルに示されている方法に基づき算定しています。

以下に算定に用いた資料・データ等を示します。

(1) 用途分類別エネルギー消費原単位参考値

本計画の削減効果は、庁内調査で回答のあった措置に絞って算定しています。事務事業編マニュアルに示されている、エネルギー消費量削減率参考値は、表-資.1 に示します。

表-資.1 エネルギー消費量削減率参考値（5,6地域^{注1)}）

措置 ^{注2)}			削減率				
			事務所等	学校等	集会所等	病院等	その他
運用措置	空気調和設備	冷却水設定温度の調整	3.1%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%
		フィルタの定期的な清掃活動	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%
	給湯設備	給湯温度の調整	0.1%	0.7%	0.6%	0.7%	0.0%
		洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.3%	3.8%	3.2%	3.8%	0.0%
	照明設備	照明照度の調整	1.6%	1.9%	1.1%	1.9%	5.7%
	設備全般	エネルギーモニタリング制御の導入	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%
	建築（外皮）	カーテンブラインドにより日射を調整	0.9%	1.6%	1.2%	1.6%	0.0%
改修措置	照明設備	LED照明の導入	10.6%	15.2%	7.3%	13.3%	40.0%
	建築（外皮）	高断熱アルミサッシの導入	2.8%	4.9%	3.6%	4.2%	0.0%

資料：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（平成29年3月、環境省総合環境政策局 環境計画課）より作成。

注1：事務事業編マニュアルの削減ポテンシャルは、地域特性を考慮するため、1～8の地域区分に分けて記述しています。佐賀県の地域区分は、「5,6地域」。

注2：事務事業編マニュアルでは、5,6地域について、運用措置によるエネルギー消費量削減率の参考値として15個の措置を、改修措置によるエネルギー消費量削減率の参考値として27個の措置が示されている。

(2) エネルギー消費量削減率の設定

本計画の「4.1 温室効果ガス排出量の削減見込み」で示した削減見込みは、事務事業編マニュアルに示されている、エネルギー消費量削減率を参考にして算定しました。

算定に用いたエネルギー消費量削減率を表-資.2～表-資.5 に示します。

表-資.2(1) 2022年度までのエネルギー消費量削減率
(省エネルギー診断実施施設)

施設	省エネ対策	省エネルギー量[GJ/年]	削減効果(%)
① 神崎市役所・南新館 事務所等	本庁舎窓遮熱フィルム貼付け	—	—
	南新館照明のLED化	17.2	1.4%
	南新館エアコンの高効率化	20.1	1.7%
	フィルタの定期的な清掃活動	0.7	0.1%
	給湯温度の調整	0.4	0.0%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	1.1	0.1%
	照明照度の調整	5.8	0.5%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.7	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	3.3	0.3%
	省エネルギー量の合計	49.4	4.1%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	1,216.8	—
② 神崎小学校 学校等	水銀灯のLED化	40.5	9.6%
	プールの循環ポンプのインバータ化	7.4	1.8%
	フィルタの定期的な清掃活動	0.3	0.1%
	給湯温度の調整	0.9	0.2%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	4.8	1.1%
	照明照度の調整	2.4	0.6%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.3	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	2.0	0.5%
	高断熱アルミサッシの導入	6.2	1.5%
	合 計	64.7	15.3%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	422.1	—
③ 千代田中学校 学校等	プールの循環ポンプのインバータ化	6.8	1.3%
	照明のLED化	46.7	8.8%
	水銀灯のLED化	13.5	2.5%
	エアコンの高効率化	8.6	1.6%
	フィルタの定期的な清掃活動	0.3	0.1%
	給湯温度の調整	1.1	0.2%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	6.0	1.1%
	照明照度の調整	3.0	0.6%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.3	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	2.5	0.5%
	高断熱アルミサッシの導入	7.8	1.5%
	合 計	75.5	18.3%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	529.3	—
④ 神崎中央公園体育館 集会所等	照明（水銀灯以外）のLED化	69.9	8.3%
	水銀灯のLED化	67.2	8.0%
	エアコンの高効率化	12.4	1.5%
	フィルタの定期的な清掃活動	0.8	0.1%
	給湯温度の調整	1.5	0.2%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	8.1	1.0%
	照明照度の調整	2.8	0.3%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.5	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	3.0	0.4%
	高断熱アルミサッシの導入	9.1	1.1%
	合 計	149.6	20.8%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	842.8	—

：事務事業編マニュアルに示されている削減率の3割実施を想定。

表-資.2(2) 2022年度までのエネルギー消費量削減率
(省エネルギー診断実施施設)

施設	省エネ対策	省エネルギー 量[GJ/年]	削減効果 (%)
⑤ 中央公園 グラウン ド 集会所等	水銀灯のLED化	22.1	49.8%
	合 計	22.1	49.8%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	44.3	—
⑥ 神崎市中 央公民館 事務所等	ホール窓遮熱フィルム貼付け	—	—
	フィルタの定期的な清掃活動	0.3	0.1%
	給湯温度の調整	0.1	0.0%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.4	0.1%
	照明照度の調整	2.2	0.5%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.3	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	1.2	0.3%
	高断熱アルミサッシの導入	3.8	0.8%
	合 計	—	1.8%
⑦ 千代田文 化会館 集会所等	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	452.2	—
	照明のLED化	67.8	8.1%
	窓に遮熱フィルムを貼付け	—	—
	フィルタの定期的な清掃活動	0.8	0.1%
	給湯温度の調整	1.5	0.2%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	8.0	1.0%
	照明照度の調整	2.8	0.3%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.5	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	3.0	0.4%
	高断熱アルミサッシの導入	9.0	1.1%
⑧ 千代田町 保健セン ター 事務所等	合 計	67.8	11.2%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	836.9	—
	サーキュレータファンの導入	—	—
	※その他の対策は、千代田文化会館と同時に実施	—	—
⑨ 仁比山保 育園 学校等	合 計	—	—
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	※千代田文化 会館で計上	—
	照明のLED化	33.9	8.4%
	エアコンの高効率化	34.2	8.5%
	エアコンの系統の適正化	—	—
	庇の遮熱効果の向上	—	—
	フィルタの定期的な清掃活動	0.2	0.1%
	給湯温度の調整	0.8	0.2%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	4.6	1.1%
	照明照度の調整	2.3	0.6%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.2	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	1.9	0.5%
⑩ 千代田町 福祉セン ター 事務所等	高断熱アルミサッシの導入	5.9	1.5%
	合 計	68.1	20.8%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	404.3	—
	照明のLED化	42.2	8.5%
	フィルタの定期的な清掃活動	0.3	0.1%
	給湯温度の調整	0.1	0.0%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.4	0.1%
	照明照度の調整	2.4	0.5%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.3	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	1.3	0.3%
⑪ 千代田町 福祉セン ター 事務所等	高断熱アルミサッシの導入	4.2	0.8%
	合 計	42.2	10.3%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	496.3	—

：事務事業編マニュアルに示されている削減率の3割実施を想定。

表-資.3(1) 2030 年度までのエネルギー消費量削減率
（省エネルギー診断実施施設）

施設	省エネ対策	省エネルギー 量[GJ/年]	削減効果 (%)
① 神崎市役 所・南新 館 事務所等	本庁舎窓遮熱フィルム貼付け	—	—
	南新館照明のLED化	24.6	2.0%
	南新館エアコンの高効率化	28.8	2.4%
	フィルタの定期的な清掃活動	1.2	0.1%
	給湯温度の調整	0.6	0.1%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	1.8	0.2%
	照明照度の調整	9.7	0.8%
	エネルギーモニタリング制御の導入	1.2	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	5.5	0.5%
	省エネルギー量の合計	73.4	6.0%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	1,216.8	—
② 神崎小学 校 学校等	水銀灯のLED化	57.9	13.7%
	プールの循環ポンプのインバータ化	10.6	2.5%
	フィルタの定期的な清掃活動	0.4	0.1%
	給湯温度の調整	1.5	0.4%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	8.0	1.9%
	照明照度の調整	4.0	1.0%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.4	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	3.4	0.8%
	高断熱アルミサッシの導入	10.3	2.5%
	合 計	96.5	22.9%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	422.1	—
③ 千代田中 学校 学校等	プールの循環ポンプのインバータ化	9.7	1.8%
	照明のLED化	66.6	12.6%
	水銀灯のLED化	19.2	3.6%
	エアコンの高効率化	12.3	2.3%
	フィルタの定期的な清掃活動	0.5	0.1%
	給湯温度の調整	1.9	0.4%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	10.1	1.9%
	照明照度の調整	5.0	1.0%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.5	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	4.2	0.8%
	高断熱アルミサッシの導入	13.0	2.5%
	合 計	107.9	27.0%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	529.3	—
④ 神崎中央 公園体育 館 集会所等	照明（水銀灯以外）のLED化	99.9	11.8%
	水銀灯のLED化	96.0	11.4%
	エアコンの高効率化	17.7	2.1%
	フィルタの定期的な清掃活動	1.3	0.2%
	給湯温度の調整	2.5	0.3%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	13.5	1.6%
	照明照度の調整	4.6	0.6%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.8	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	5.1	0.6%
	高断熱アルミサッシの導入	15.2	1.8%
	合 計	213.7	30.5%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	842.8	—

：事務事業編マニュアルに示されている削減率の5割実施を想定。

表-資.3(2) 2030 年度までのエネルギー消費量削減率
（省エネルギー診断実施施設）

施設	省エネ対策	省エネルギー 量[GJ/年]	削減効果 (%)
⑤ 中央公園 グラウン ド 集会所等	水銀灯のLED化	31.5	71.2%
	合 計	31.5	71.2%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	44.3	—
⑥ 神崎市中 央公民館 事務所等	ホール窓遮熱フィルム貼付け	—	—
	フィルタの定期的な清掃活動	0.5	0.1%
	給湯温度の調整	0.2	0.1%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.7	0.2%
	照明照度の調整	3.6	0.8%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.5	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	2.0	0.5%
	高断熱アルミサッシの導入	6.3	1.4%
	合 計	—	3.1%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	452.2	—
⑦ 千代田文 化会館 集会所等	照明のLED化	96.8	11.6%
	窓に遮熱フィルムを貼付け	—	—
	フィルタの定期的な清掃活動	1.3	0.2%
	給湯温度の調整	2.5	0.3%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	13.4	1.6%
	照明照度の調整	4.6	0.6%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.8	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	5.0	0.6%
	高断熱アルミサッシの導入	15.1	1.8%
	合 計	96.8	16.7%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	836.9	—
⑧ 千代田町 保健セン ター 事務所等	サーキュレータファンの導入	—	—
	※その他の対策は、千代田文化会館と同時に実施	—	—
	合 計	—	—
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	※千代田文化 会館で計上	—
⑨ 仁比山保 育園 学校等	照明のLED化	48.4	12.0%
	エアコンの高効率化	34.2	8.5%
	エアコンの系統の適正化	—	—
	庇の遮熱効果の向上	—	—
	フィルタの定期的な清掃活動	0.4	0.1%
	給湯温度の調整	1.4	0.4%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	7.7	1.9%
	照明照度の調整	3.8	1.0%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.4	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	3.2	0.8%
	高断熱アルミサッシの導入	9.9	2.5%
	合 計	82.6	27.1%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	404.3	—
⑩ 千代田町 福祉セン ター 事務所等	照明のLED化	60.3	12.2%
	フィルタの定期的な清掃活動	0.5	0.1%
	給湯温度の調整	0.2	0.1%
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.7	0.2%
	照明照度の調整	4.0	0.8%
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.5	0.1%
	カーテンブラインドにより日射を調整	2.2	0.5%
	高断熱アルミサッシの導入	6.9	1.4%
	合 計	60.3	15.2%
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	496.3	—

■：事務事業編マニュアルに示されている削減率の5割実施を想定。

表-資.4 2022年度までのエネルギー消費量削減率
（省エネルギー診断を実施していない施設）

No.	施設名	運用措置による削減効果（％）							改修措置による削減効果（％）	
		空調設備		給湯設備		照明設備	設備全般	建築(外皮)	照明設備	建築(外皮)
		冷却水設定温度の調整	掃き活動の定期的な清	給湯温度の調整	（洗面所の給湯期間の短縮）	照明照度の調整	エネルギーの導入	よりカーテンの調整	LED照明の導入	高断熱アルミサッシの導入
2	千代田支所	0.0%	実施済	0.0%	0.1%	実施済	実施済	実施済	3.2%	0.3%
3	脊振支所	1.6%	実施済	0.0%	0.1%	0.5%	0.1%	実施済	3.2%	0.3%
5	西郷小学校	0.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	実施済	4.6%	0.5%
6	仁比山小学校	0.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	0.5%	4.6%	0.5%
7	千代田東部小学校	0.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	0.5%	4.6%	0.5%
8	千代田中部小学校	0.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	0.5%	4.6%	0.5%
9	千代田西部小学校	0.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	0.5%	4.6%	0.5%
10	脊振小学校	0.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	0.5%	4.6%	0.5%
11	神崎中学校	0.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	0.5%	4.6%	0.5%
13	脊振中学校（脊振中学校武道館含む）	0.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	0.5%	4.6%	0.5%
14	学校給食共同調理場	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	0.1%	実施済	実施済	0.5%
17	脊振公民館	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
18	下村湖人生家	0.0%	実施済	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	実施済	2.2%	0.4%
19	脊振2000年館	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
20	脊振ふれあい館	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
21	脊振山麓習遊館	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
22	鳥羽院山荘	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
23	文化財資料室	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
24	千代田作業所（文化財）	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
25	文化財収蔵庫（嘉納）	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
28	中央公園テニスコート	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2.2%	該当なし
29	神崎勤労者体育館	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.6%	0.1%	0.4%	3.7%	1.8%
30	B&G海洋センター	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	3.7%	1.8%
31	次郎体育館	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
32	千代田グラウンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2.2%	該当なし
33	筑後川運動公園グラウンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2.2%	該当なし
34	脊振勤労者体育館	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.6%	0.1%	0.4%	3.7%	1.8%
35	日の限公園	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2.2%	該当なし
36	次郎の森公園	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2.2%	該当なし
37	筑後川運動公園	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2.2%	該当なし
38	高取山公園	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2.2%	該当なし
39	脊振山頂広場	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2.2%	該当なし
42	神崎町保健センター	0.0%	実施済	0.0%	0.1%	0.5%	0.1%	実施済	3.2%	0.3%
43	社会福祉協議会（神崎支所）	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.5%	0.1%	0.3%	3.2%	0.3%
45	国民健康保険診療所（脊振診療所）	1.6%	実施済	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	実施済	4.0%	0.4%
46	西郷保育園	0.0%	実施済	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	0.5%	4.6%	0.5%
47	ちよだ保育園	0.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	0.5%	4.6%	0.5%
48	せふり保育園	0.0%	0.1%	0.2%	1.1%	0.6%	0.1%	0.5%	4.6%	0.5%
49	神崎市憩の家	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
50	脊振町高齢者生活福祉センター（そよかぜ荘）	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.5%	0.1%	0.3%	3.2%	0.3%
51	千代田町生きがいきセンター（東部地区）	0.0%	実施済	実施済	0.1%	0.5%	0.1%	実施済	3.2%	0.3%
52	千代田町生きがいきセンター（西部地区）	0.0%	実施済	実施済	0.1%	0.5%	0.1%	実施済	3.2%	0.3%
53	遊学館（水車の里）	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
54	菱の里ちよだ	0.0%	0.1%	0.2%	1.0%	0.3%	0.1%	0.4%	2.2%	0.4%
55	神崎駅自由通路	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2.0%	該当なし
56	横武地区浄化センター	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.5%	0.1%	0.3%	3.2%	0.3%
57	浄化センター	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.8%	0.1%	0.3%	3.2%	0.3%
58	永歌地区中継ポンプ場	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.5%	0.1%	0.3%	3.2%	0.3%
59	簡易水道	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.5%	0.1%	0.3%	3.2%	0.3%
60	高齢障がい課関連	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

- ：調査票での回答があり、事務事業編マニュアルの削減率の5割実施を想定。
- ：空調設備（冷却水の利用）がないことを想定して0.0%とした。
- ：事務事業編マニュアルの削減率の3割（ただし、高断熱アルミサッシの導入は1割実施）を想定。
- ：事務事業編マニュアルの削減率（40.0%）の0.5割実施を想定。

表-資.5 2030 年度までのエネルギー消費量削減率
（省エネルギー診断を実施していない施設）

No.	施設名	運用措置による削減効果（％）							改修措置による削減効果（％）	
		空気調和設備		給湯設備		照明設備	設備全般	建築(外皮)	照明設備	建築(外皮)
		冷却水設定温度の調整	掃フィロタの定期的な清掃	給湯温度の調整	（洗面所の給湯湯停間の短縮）	照明照度の調整	エネルギーの導入モニター	よりカーテンブラインドに調整	LED照明の導入	高断熱アルミサッシの導入
2	千代田支所	0.0%	実施済	0.1%	0.2%	実施済	実施済	実施済	5.3%	0.8%
3	脊振支所	2.2%	実施済	0.1%	0.2%	0.1%	0.8%	実施済	5.3%	0.8%
5	西郷小学校	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	実施済	7.6%	1.5%
6	仁比山小学校	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	0.8%	7.6%	1.5%
7	千代田東部小学校	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	0.8%	7.6%	1.5%
8	千代田中部小学校	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	0.8%	7.6%	1.5%
9	千代田西部小学校	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	0.8%	7.6%	1.5%
10	脊振小学校	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	0.8%	7.6%	1.5%
11	神埼中学校	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	0.8%	7.6%	1.5%
13	脊振中学校（脊振中学校武道館含む）	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	0.8%	7.6%	1.5%
14	学校給食共同調理場	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済	0.1%	実施済	実施済	1.5%
17	脊振公民館	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
18	下村湖人生家	0.0%	実施済	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	実施済	3.7%	1.1%
19	脊振2000年館	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
20	脊振ふれあい館	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
21	脊振山麓習遊館	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
22	鳥羽院山荘	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
23	文化財資料室	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
24	千代田作業所（文化財）	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
25	文化財収蔵庫（嘉納）	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
28	中央公園テニスコート	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3.7%	該当なし
29	神埼勤労者体育館	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.8%	0.1%	0.6%	5.1%	2.5%
30	B&G海洋センター	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	5.1%	2.5%
31	次郎体育館	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
32	千代田グラウンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3.7%	該当なし
33	筑後川運動公園グラウンド	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3.7%	該当なし
34	脊振勤労者体育館	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.8%	0.1%	0.6%	5.1%	2.5%
35	日の隈公園	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3.7%	該当なし
36	次郎の森公園	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3.7%	該当なし
37	筑後川運動公園	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3.7%	該当なし
38	高取山公園	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3.7%	該当なし
39	脊振山頂広場	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3.7%	該当なし
42	神埼町保健センター	0.0%	実施済	0.1%	0.2%	0.8%	0.1%	実施済	5.3%	0.8%
43	社会福祉協議会（神埼支所）	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.8%	0.1%	0.5%	5.3%	0.8%
45	国民健康保険診療所（脊振診療所）	2.2%	実施済	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	実施済	6.7%	1.3%
46	西郷保育園	0.0%	実施済	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	0.8%	7.6%	1.5%
47	ちよだ保育園	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	0.8%	7.6%	1.5%
48	せふり保育園	0.0%	0.1%	0.4%	1.9%	1.0%	0.1%	0.8%	7.6%	1.5%
49	神崎市憩の家	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
50	脊振町高齢者生活福祉センター（そよかぜ荘）	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.8%	0.1%	0.5%	5.3%	0.8%
51	千代田町生きがいセンター（東部地区）	0.0%	実施済	実施済	0.2%	0.8%	0.1%	実施済	5.3%	0.8%
52	千代田町生きがいセンター（西部地区）	0.0%	実施済	実施済	0.2%	0.8%	0.1%	実施済	5.3%	0.8%
53	遊学館（水車の里）	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
54	菱の里ちよだ	0.0%	0.2%	0.3%	1.6%	0.6%	0.1%	0.6%	3.7%	1.1%
55	神埼駅自由通路	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	4.0%	該当なし
56	横武地区浄化センター	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.8%	0.1%	0.5%	5.3%	0.8%
57	浄化センター	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	1.1%	0.1%	0.5%	5.3%	0.8%
58	永歌地区中継ポンプ場	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.8%	0.1%	0.5%	5.3%	0.8%
59	簡易水道	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.8%	0.1%	0.5%	5.3%	0.8%
60	高齢障がい課関連	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

- ：調査票での回答があり、事務事業編マニュアルの削減率の7割実施を想定。
- ：空気調和設備（冷却水の利用）がないことを想定して0.0%とした。
- ：事務事業編マニュアルの削減率の5割（ただし、高断熱アルミサッシの導入は3割実施）を想定。
- ：事務事業編マニュアルの削減率（40.0%）の1割実施を想定。

(3) 2022 年度までの温室効果ガス排出量の削減効果

2022 年度までの削減効果を表-資.6～表-資.9 に示します。神崎市役所の新庁舎の新築、現庁舎の廃止に伴う算定は、本編の表-4.3 に示す。

表-資.6(1) 2022 年度までの削減効果（省エネルギー診断実施施設）

施設	省エネ対策	2022年度温室効果ガスの削減量（t-CO ₂ ）
		2013年度の電力の排出係数
① 神崎市役所・南新館 事務所等	本庁舎窓遮熱フィルム貼付け	—
	南新館照明のLED化	2.9
	南新館エアコンの高効率化	3.4
	フィルタの定期的な清掃活動	0.1
	給湯温度の調整	0.1
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.2
	照明照度の調整	1.0
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1
	カーテンブラインドにより日射を調整	0.6
	省エネルギー量の合計	8.4
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	
② 神崎小学校 学校等	水銀灯のLED化	6.9
	プールの循環ポンプのインバータ化	1.3
	フィルタの定期的な清掃活動	0.0
	給湯温度の調整	0.2
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.8
	照明照度の調整	0.4
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.0
	カーテンブラインドにより日射を調整	0.3
	高断熱アルミサッシの導入	1.1
	合 計	11.0
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	
③ 千代田中学校 学校等	プールの循環ポンプのインバータ化	1.2
	照明のLED化	7.9
	水銀灯のLED化	2.3
	エアコンの高効率化	1.5
	フィルタの定期的な清掃活動	0.1
	給湯温度の調整	0.2
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	1.0
	照明照度の調整	0.5
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1
	カーテンブラインドにより日射を調整	0.4
	高断熱アルミサッシの導入	1.3
	合 計	16.5
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	
④ 神埼中央公園体育館 集会所等	照明（水銀灯以外）のLED化	11.9
	水銀灯のLED化	11.4
	エアコンの高効率化	2.1
	フィルタの定期的な清掃活動	0.1
	給湯温度の調整	0.3
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	1.4
	照明照度の調整	0.5
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1
	カーテンブラインドにより日射を調整	0.5
	高断熱アルミサッシの導入	1.5
	合 計	29.9
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	

表-資. 6(2) 2022 年度までの削減効果（省エネルギー診断実施施設）

施設	省エネ対策	2022年度温室効果ガスの削減量（t-CO ₂ ）
		2013年度の電力の排出係数
⑤ 中央公園 グラウンド 集会所等	水銀灯のLED化	3.8
	合 計	3.8
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	
⑥ 神崎市中央公民館 事務所等	ホール窓遮熱フィルム貼付け	—
	フィルタの定期的な清掃活動	0.0
	給湯温度の調整	0.0
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.1
	照明照度の調整	0.4
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.0
	カーテンブラインドにより日射を調整	0.2
	高断熱アルミサッシの導入	0.6
	合 計	1.4
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	
⑦ 千代田文化会館 集会所等	照明のLED化	11.5
	窓に遮熱フィルムを貼付け	—
	フィルタの定期的な清掃活動	0.1
	給湯温度の調整	0.3
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	1.4
	照明照度の調整	0.5
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1
	カーテンブラインドにより日射を調整	0.5
	高断熱アルミサッシの導入	1.5
	合 計	15.9
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	
⑧ 千代田町保健センター 事務所等	サーキュレータファンの導入	—
	※その他の対策は、千代田文化会館と同時に実施	—
	合 計	0.0
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	
⑨ 仁比山保育園 学校等	照明のLED化	5.8
	エアコンの高効率化	5.8
	エアコンの系統の適正化	—
	庇の遮熱効果の向上	—
	フィルタの定期的な清掃活動	0.0
	給湯温度の調整	0.1
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.8
	照明照度の調整	0.4
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.0
	カーテンブラインドにより日射を調整	0.3
	高断熱アルミサッシの導入	1.0
	合 計	14.3
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	
⑩ 千代田町福祉センター 事務所等	照明のLED化	7.2
	フィルタの定期的な清掃活動	0.1
	給湯温度の調整	0.0
	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.1
	照明照度の調整	0.4
	エネルギーモニタリング制御の導入	0.1
	カーテンブラインドにより日射を調整	0.2
	高断熱アルミサッシの導入	0.7
	合 計	8.7
	2013年度エネルギー使用量（車の利用以外）	

表-資.7 2022年度までの削減効果（省エネルギー診断を実施していない施設）

No.	施設名	運用措置により削減される温室効果ガス（t-CO ₂ ）											合計	
		運用措置									改修措置			施設の 廃止
		空気調和設備			給湯設備		照明設備	設備全般	建築(外皮)	照明設備	建築(外皮)			
		冷調 設備 水設定 温度の	フイ ルタ の定 期的 な清 掃活 動	給湯 温度 の調 整	洗 面 所給 湯期 間の （夏 の給 湯停 止）	照 明 照 度 の調 整	ネ リ ン グ 制 御 の 導 入 エ	カ ド 整 に よ り 日 射 を 調 整 す る ブ ラ イ ン	L E D 照 明 の 導 入	高 シ 断 熱 導 入 アル ミ サ ツ				
		灯油	2013年度 の電力の 排出係数	LPG	LPG	LPG	2013年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数	2013年度 の電力の 排出係数		
2	千代田支所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	8.0	0.7	0.0	8.8	
3	脊振支所	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	1.6	0.1	0.0	2.4	
5	西郷小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.0	0.0	2.3	0.3	0.0	3.2	
6	仁比山小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.0	0.3	2.5	0.3	0.0	3.7	
7	千代田東部小学校	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.0	0.3	3.3	0.4	0.0	4.8	
8	千代田中部小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.0	0.3	3.0	0.3	0.0	4.4	
9	千代田西部小学校	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.4	0.0	0.3	3.1	0.3	0.0	4.6	
10	脊振小学校	0.0	0.0	0.0	0.1	0.6	0.9	0.1	0.8	7.5	0.8	0.0	11.0	
11	神崎中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.0	0.3	2.4	0.3	0.0	3.5	
13	脊振中学校(脊振中学校武道館含む)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.5	0.0	0.4	3.7	0.4	0.0	5.4	
14	学校給食共同調理場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	3.3	0.0	4.0	
17	脊振公民館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.1	0.0	0.5	
18	下村湖人生家	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	
19	脊振2000年館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.4	0.1	0.0	0.6	
20	脊振ふれあい館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.4	
21	脊振山麓習遊館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.5	
22	鳥羽院山荘	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
23	文化財資料室	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
24	千代田作業所（文化財）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.3	
25	文化財収蔵庫（嘉納）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
28	中央公園テニスコート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	
29	神崎勤労者体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.6	0.3	0.0	1.0	
30	B&G海洋センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	1.1	0.5	0.0	1.9	
31	次郎体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.4	
32	千代田グラウンド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	
33	筑後川運動公園グラウンド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
34	脊振勤労者体育館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	1.2	0.6	0.0	2.3	
35	日の隈公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	
36	次郎の森公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.9	
37	筑後川運動公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
38	高取山公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	
39	脊振山頂広場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	
42	神崎町保健センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	1.1	0.1	34.5	35.9	
43	社会福祉協議会（神崎支所）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
45	国民健康保険診療所（脊振診療所）	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	1.4	0.1	0.0	2.1	
46	西郷保育園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	1.9	0.2	0.0	2.8	
47	ちよだ保育園	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.5	0.0	0.4	3.7	0.4	0.0	5.4	
48	せふり保育園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.0	0.3	2.6	0.3	0.0	3.8	
49	神崎市憩の家	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
50	脊振町高齢者生活福祉センター （そよかぜ荘）	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	1.0	0.1	0.5	6.4	0.6	0.0	8.7	
51	千代田町生きがいセンター （東部地区）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.4	
52	千代田町生きがいセンター （西部地区）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	
53	遊学館（水車の里）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
54	菱の里ちよだ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.3	
55	神崎駅自由通路	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6	
56	横武地区浄化センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	1.5	0.1	0.0	2.0	
57	浄化センター	0.0	0.4	0.1	0.1	0.4	6.5	0.5	2.2	26.0	2.3	0.0	38.6	
58	永歌地区中継ポンプ場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.2	2.3	0.2	0.0	3.2	
59	簡易水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.7	
60	高齢障がい課開連	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計		0.5	0.8	0.3	0.9	4.5	14.0	2.0	7.3	93.6	13.2	34.5	171.7	

表-資.8 2022年度までの車の燃費改善による削減効果

種類	温室効果ガス排出量 （2013年度） （t-CO ₂ ）	車両台数 （2013年度） （台）	燃費改善予定の車両 （台）	公に用車による削減効果 （%）	温室効果ガス削減量 （t-CO ₂ ）
公用車	128.2	109	50	41.0%	24.1

表-資.9 2022年度までの削減見込みの合計

分類	対策	温室効果ガス削減量（t-CO ₂ ）
		2013年度の電力の排出係数
省エネルギー診断施設	運用改善・設備導入	109.9
省エネルギー診断施設	新庁舎の新築	-311.0
省エネルギー診断施設	現庁舎の廃止・新庁舎への太陽光発電システムの導入	198.1
省エネルギー診断施設以外	運用措置・改修措置・施設の廃止	171.7
全庁	車の燃費改善	24.1
温室効果ガスの削減量 合計		192.8

注）省エネルギー診断施設（新庁舎の新築）については、温室効果ガス排出量は増加する見込みのため、マイナス表示となっている。

資料2 庁内調査に使用した調査票

(1) 調査票1（エネルギー消費量調査票）

調査票1[エネルギー消費量調査票]

施設管理者名(内線番号)		0	
更新計画(あれば更新予定年を)		0	

2016年度		施設名	単位	4月	5月	6月	7月	2月	3月	2016年度 計入力	合計	
【調査項目】												
燃料の使用	ガソリン(公用車)	L									0.0	
	ガソリン(公用車以外)	L									0.0	
	灯油	L									0.0	
	軽油(公用車)	L									0.0	
	軽油(公用車以外)	L									0.0	
	A重油	L									0.0	
	液化石油ガス(LPG)(公用車)	kg									0.0	
	液化石油ガス(LPG)(公用車以外)	kg									0.0	
	液化天然ガス(LNG)	kg									0.0	
	プロパンガス	Nm3									0.0	
	※上記以外があれば記入してください。											0.0
	※上記以外があれば記入してください。											0.0
他人から供給された 電気の使用	九州電力株式会社	kWh									0.0	
	電気事業者(その2)	kWh									0.0	
	電気事業者(その3)	kWh									0.0	
	電気事業者(その4)	kWh									0.0	
	電気事業者(その5)	kWh									0.0	
自動車の 走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車(定員10名以下)	km								0.0	
		バス	km									0.0
	ガソリン	軽乗用車	km									0.0
		普通貨物車	km									0.0
		小型貨物車	km									0.0
		軽貨物車	km									0.0
	ディーゼル(軽油)	普通・小型・軽特種用途車	km									0.0
		普通・小型乗用車(定員10名以下)	km									0.0
		バス	km									0.0
		普通貨物車	km									0.0
	その他	小型貨物車	km									0.0
		普通・小型特種用途車	km									0.0
		※上記以外があれば記入してください。										0.0
		※上記以外があれば記入してください。										0.0
	浄化槽によるし尿及び 雑排水の処理		浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	人								0.0
	自動車用エアコンディショナー	使用時	台									0.0
廃棄時		kg-HFC									0.0	
追加項目 ※上記以外があれば記入してくだ さい。											0.0	
											0.0	
											0.0	
											0.0	
											0.0	

※本シートは、環境省HP、「温室効果ガス排出量算定支援ツール」の「かんたん算定シート(Ver.4.0)」を参考に作成しています。
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/iimu/pub/download.html

(2) 調査票 2-1（運用措置）

調査票2-1（運用措置）

- ・建築物毎に本シートをコピーして削減率を推計してください。
- ・施設名称を入力し、用途区分を選択してください。
- ・実施する措置メニューに●を付けてください。

担当者名（内線）

施設名称

用途区分

事務所等
学校等
集会所等
病院等
その他

			現在	今後
No.		措置メニュー	●：実施	●：実施
1	空気調和設備	冷房設定温度緩和	-	-
2	空気調和設備	暖房設定温度緩和	-	-
3	空気調和設備	冷暖房負荷削減を目的とした外気導入量の制御	-	-
4	空気調和設備	ウォーミングアップ時の外気取入れ停止	-	-
5	空気調和設備	熱源機器の立ち上がり運転時期の短縮	-	-
6	空気調和設備	空調運転時間の短縮	-	-
7	空気調和設備	冷凍機冷水出口温度の調整	-	-
8	空気調和設備	冷却水設定温度の調整	-	-
9	空気調和設備	フィルタの定期的な清掃	-	-
10	換気設備	間欠運転・換気回数の適正化による換気運転時間の短縮	-	-
11	給湯設備	給湯温度の調整	-	-
12	給湯設備	洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	-	-
13	照明設備	照明照度の調整	-	-
14	設備全般	エネルギーモニタリング制御の導入	-	-
15	建築	カーテン、ブラインドにより日射を調整する	-	-

(3) 調査票 2-2（改修措置）

調査票2-2(改修措置)				
・施設名称を入力し、用途区分を選択してください。 ・実施する措置メニューに●を付けてください。				
担当者名（内線）			0	
施設名称			0	
用途区分			0	
			現在	今後
No.		措置メニュー	●：実施	●：実施
1	空調設備	CO ₂ による外気量自動制御システムの導入	-	-
2	空調設備	高効率空調用二次ポンプへの更新	-	-
3	空調設備	高効率冷却塔への更新	-	-
4	空調設備	全熱交換器の導入	-	-
5	空調設備	空調室外機環境改善	-	-
6	空調設備	高効率熱源機器の導入	-	-
7	空調設備	高効率空調機への更新	-	-
8	空調設備	高効率パッケージエアコンへの更新	-	-
9	空調設備	二次側ポンプの可変流量制御（VWV）の導入	-	-
10	空調設備	冷却塔ファンのインバータ制御	-	-
11	空調設備	大温度差送風システムの導入	-	-
12	空調設備	大温度差送水システムの導入	-	-
13	空調設備・換気設備	空調機・換気ファンの適正化（プーリダウン、手動インバータ設置）	-	-
14	空調設備・換気設備	空調機・換気ファンの省エネファンベルトの導入	-	-
15	換気設備	高効率換気ファンへの更新	-	-
16	給排水衛生設備	省エネ型便座又は洗浄便座のスケジュール制御の導入	-	-
17	給湯設備	給湯配管類の断熱強化	-	-
18	給湯設備	高効率給湯器への更新	-	-
19	照明設備	人感センサーによる照明点灯制御の導入	-	-
20	照明設備	照明スイッチの細分化（配線回路の分割化）	-	-
21	照明設備	昼光利用照明制御システムの導入	-	-
22	照明設備	LED(発光ダイオード)照明の導入	-	-
23	照明設備	タスク・アンビエント照明方式の導入	-	-
24	受変電設備	高効率変圧器への更新	-	-
25	建築	ブラインドの日射制御又はスケジュール制御の導入	-	-
26	建築	ルーバー、庇の設置	-	-
27	建築	高断熱ガラス・サッシの導入	-	-

(4) 調査票 2-3（環境配慮行動）

調査票2-3(環境配慮行動)		担当課、担当者名（内線）				
		※灰色のセルの該当箇所に「1」を記入してください。				
取 組	実施状況（該当セルに「1」を記入）					備 考
	該当なし	0～30%	30～60%	60～90%	90%以上	
記入例 太陽光発電や小型風力発電を導入します。	1					今後の取組※変更の場合にも記入
記入例 不要なアイドリング、空ふかし、不用品の積載等をしない。		1				形骸化している 口頭でのチェックを毎月行う。
(1) 新エネルギーの導入						
①太陽光発電や小型風力発電の導入						
1 太陽光発電や小型風力発電を導入します。						
2 このことにより、温室効果ガス年間排出量を91トンCO2削減します。						
② バイオマスの研究						
1 バイオマスの実現性について検討します。						
(2) 省エネルギー化の推進						
①クリーンエネルギー自動車を公用車として導入します。						
1 このことにより、温室効果ガス年間排出量を6トンCO2削減します。						
②OA機器の合理化等により電力使用量を減らします。						
1 このことにより、温室効果ガス年間排出量を5トンCO2削減します。						
③グリーン購入を促進します。						
神崎市が使用する事務用品等について、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じ、環境負荷の少ない製品を購入する。						
(3) その他						
ア電気・ガス等の使用削減						
① 事務所等における電気・ガス等の使用削減						
①-1照明						
1 昼休み時間の消灯						
2 窓際照明の消灯						
3 残業の際の不要な照明の消灯						
4 会議室利用後の消灯						
5 照明器具の定期的な清掃						
6 不要時のOA機器等の電源断						
7 最終退出者による消灯						
8 近隣階への移動時の階段利用						
9 トイレ、廊下、階段等での自然光の活用						
10 トイレ照明等へのセンサー式自動スイッチの導入						

取 組	実施状況（該当セルに「1」を記入）					備 考
	該当なし	0～30%	30～60%	60～90%	90%以上	
①-2空調						
1 空調の適切な期間及び温度の設定（冷房時28℃、暖房時20℃）						
2 空調時の窓、出入口の開放禁止						
3 空調機器のこまめな清掃						
4 断熱フィルムやブラインド等の活用による空調の高効率化						
①-3その他						
1 エネルギーを消費するOA機器、家電製品の見直し						
2 ノー残業デーの徹底等による点灯時間の削減						
3 庁舎の省エネルギー化の徹底						
②自然エネルギー利用設備や省エネルギー型のOA機器、家電製品等の導入						
1 高効率照明などエネルギー効率の良い機器の導入						
2 省エネルギー型機器、設備の導入						
イ 節水の推進						
1 節水型機器の導入						
2 節水型トイレ、自動水栓、節水コマの採用						
3 水道水圧の調整						
4 日常的な節水の励行						
ウ 公用自動車の利用・管理における環境負荷の低減						
①公用自動車の適正な利用・管理						
1 不要なアイドリング、空ふかし、不用品の積載等をしない。						
2 急発進、急加速の抑制						
3 走行ルート合理化						
4 経済走行（一般道40～60km/h、高速道80km/h）						
5 タイヤ空気圧の適正化						
6 公共交通機関の活用						
7 近距離出張の場合の徒歩、自転車の活用						

取 組		実施状況(該当セルに「1」を記入)					備 考	
		該当なし	0～30%	30～60%	60～90%	90%以上	取組の課題等	今後の取組※変更の場合にも記入
エ	備品等の長期使用・廃棄時における適切な処理							
	1 事務用品、電気用製品などの修理による長期使用							
	2 不要となった備品等の管理換え等による再使用、長期使用							
オ	ごみの減量化・リサイクルの推進							
	①用紙類の使用量の削減							
	1 両面コピーの徹底							
	2 裏面使用の実施							
	3 縮小コピーの効果的使用							
	4 ミスコピーの防止							
	5 内部検討資料の裏紙使用							
	6 資料の必要最低限化・共有化							
	7 回覧・掲示板の活用							
	8 映像機器の有効活用による会議資料の削減							
	9 使用済封筒の再使用							
	10 不必要なFAX送付状の省略							
	11 ペーパーレス化・電子化の推進							
	②ごみの減量化							
	1 分別収集の徹底							
	2 ノーカーボン紙、感熱紙、ビニールシート紙など再生できない用紙類の不使用							
	3 シュレッダー使用の限定化							
	4 弁当容器、紙コップ、紙皿などの使い捨て品の不使用							
	5 簡易包装の推進							
	6 ごみ結束時の紙ひもの活用							
	③リサイクルの推進							
	1 缶、瓶、プラスチック類等の分別の徹底							
	2 詰め替え可能性品(リターナブル製品)の活用							
	3 紙類の雑ごみへの混入排除							

★新しい取組 ※新しい取組があれば、以下に記入してください。

神崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行年月：平成 30 年 1 月

発行者：佐賀県 神崎市 生活環境推進課

〒842-0002 神崎市神崎町田道ヶ里 2404 番地

電話 0952-37-0112